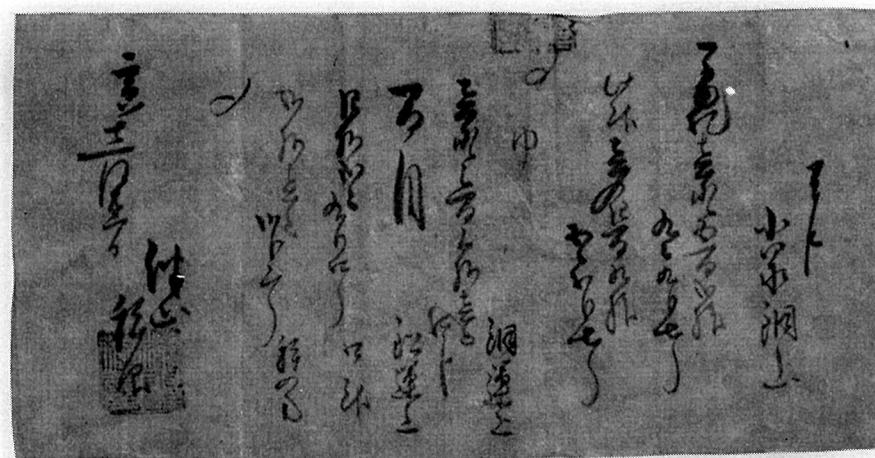
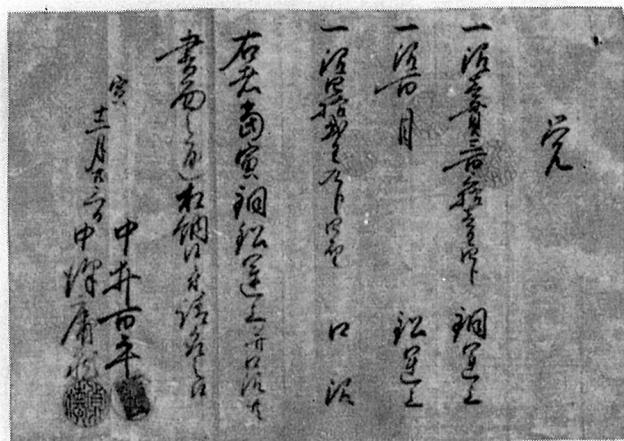


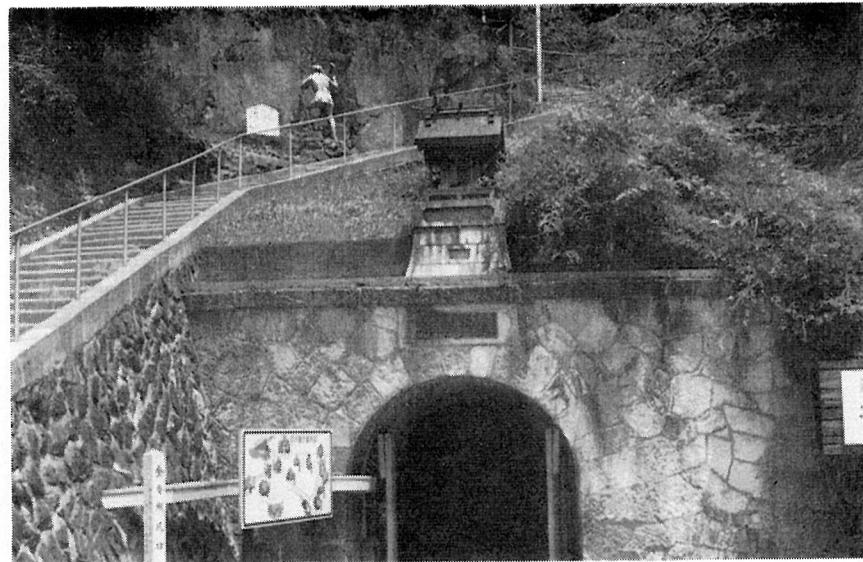
昭和六十年八月

住友修史室報

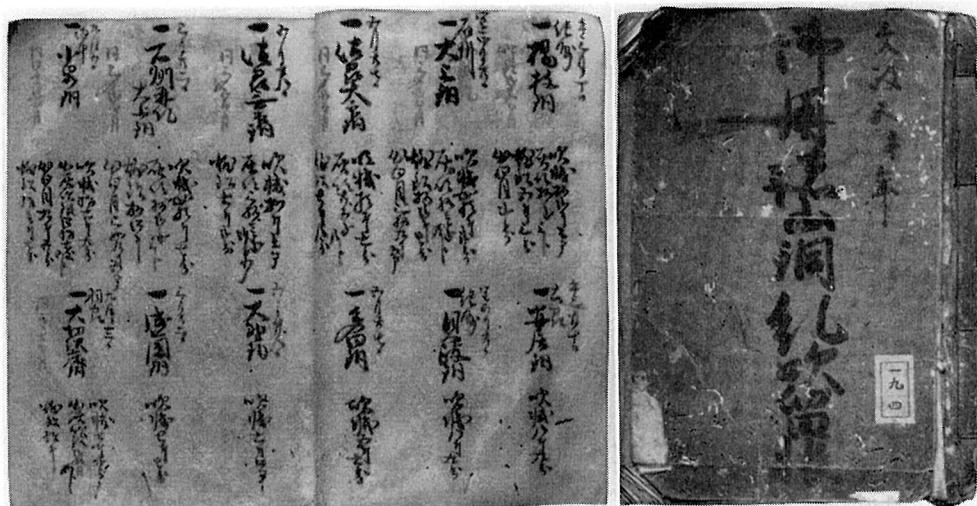
第一四号



小泉銅鉛山運上・口銀請取書と同勘定覚（文政元年）



金香瀨坑口（史跡生野銀山）



御用諸山銅糺吹留帳

目 次

備中小泉銅鉛山史 ——文化・文政の住友の稼行——	小葉田 淳	1
生野行	宮本又次	41
「御用諸山銅糺吹留帳」について	今井典子	52
住友関係伝記・史話類正誤表		
後記		
口 絵 小泉銅鉛山運上・口銀請取書と同勘定覚	84	
金香瀬坑口(史跡生野銀山) 御用諸山銅糺吹留帳	82	

備中小泉銅鉛山史

—文化・文政の住友の稼行—

小葉田淳

目次

まえがき

- 一 住友の小泉銅鉛山稼行請負
二 小泉銅鉛山經營上の若干の問題
三 産銅・運上、産鉛と出灰吹銀

まえがき

小泉銅鉛山は岡山県川上郡成羽町小泉に所在した鉱山で、備中では吉岡銅山とともに最も古く開発された。備中では九世紀から産銅の事実が知られるが、小泉の銅鉛はその時代から採取されたらしいという推測も可能である。住友は近世から明治初年にかけて三回ほど小泉銅鉛山の稼行に關係した。第一回は元禄九年（一六九六）四月江戸出店支配人名義で稼行を出願し、藤本・金沢の両間歩の普請に着手し、藤本間歩は浸水の地点まで坑道を明けたが、水抜普請が困難であるため中止し、金沢間歩は根戸まで坑道を明け、鉛鉱の筋をみたけれども銅山を主とする住友としては、

結局翌十年十二月請負を返上したいと届けでた。住友の跡をうけ稼行を続けたものもあつたが、宝永四年（一七〇七）ころには休山した。

さて小泉銅鉛山の明治初年までの沿革については、昭和四十一年六月「備中小泉銅鉛山史について」を執筆し、倉敷市役所内、高梁川流域連盟から発刊されている『高梁川』第二〇号に掲載された。宝永の休山までの記述については、いま新に加筆するほどではない。しかし文化十年（一八一三）小泉銅鉛山が再興されて二年ほど経て住友が稼行を請け負い、一三年ほど経営するが、これについては住友修史室架蔵の関係史料がいく点かその後に見出されたので、旧稿を改めて新に記述することとした。

文政十一年（一八二八）以後、住友の跡稼行の経過、また明治三年から三、四年間住友の経営となるが、それぞれ前稿を補足すべきものがあり、次回に述べようと思う。昭和四十二年十一月小泉銅鉛山跡を訪ね、幕末に小泉村銅山組の庄屋を勤め、銅鉛山稼行請負人の一人でもあつた松之助の後裔辺見ゆり氏宅で銅鉛山関係文書を見る事ができた。⁽¹⁾ また丹波国多紀郡大山宮村（現、兵庫県多紀郡丹南町大山宮）の庄十左衛門（園田氏）が弘化二年（一八四五）から三年銅鉛山を稼行したが、岡光夫氏によりその稼行関係文書が紹介された。⁽²⁾ 明治三年からの住友の経営についても、多少補足される文書が見出されたのである。

註

（1） 辺見家採訪については、昭和四十六年六月『古事類苑』

要なものを撮影して届けられた。

月報⁵¹に述べておいた。同行した市川俊介氏は翌四十三年三

月辺見家文書三〇〇点について調査し、銅鉛山関係文書の主

四十五年）

一 住友の小泉銅鉛山稼行請負

文化十年正月津山藩御預り所年貢銀の掛屋を依頼され、住友では同藩御屋敷御留守居役と申し合せ、大坂町奉行所へ届書を提出し、また御金奉行へもこれを届けた。幕領の年貢銀を扱う掛屋であり、葵紋の弓張提灯三を津山藩御屋敷より渡された。小泉銅鉛山はこの御預り所の中に所在する。ところが同年七月二十八日津山藩御屋敷御留守居役より小泉銅鉛山問掘の願書を差し出すように住友へ申しまり、一両日中に願書を届けたようであるが、その年の暮になり、御留守居役より右の願書とこれに添えて住友より差し出した書付を戻してきたのである。⁽¹⁾

さて文化十二年三月、当時小泉銅鉛山を小泉村の甚右衛門とともに請け負っていた兼常庄屋元治（元次、中野村庄屋広兼氏）が大坂へ上り、住友本家の吹屋支配人官兵衛に小泉の稼行請負方を願つた。住友では相談のうえ、四月末主人名代として官兵衛が西奉行所へ出頭し、小泉銅鉛山稼行請負のため名代藤四郎を派遣するので添書下付を願い出た。西奉行所銅座掛りは添書の例はなく付与し難いが、津山藩御留守居役をよび出して国元の掛り役人へ右の次第を申し送るよう伝えると告げている。⁽²⁾

五月藤四郎は元治と同道し津山へ赴き、小泉村甚右衛門・中野村元治両人が御預り所小泉村銅鉛山を稼行したが採算とれず、請負年限中ながら休山を願いでたので、住友の手で跡稼行いたしたく、運上は前請負のときと同様に銅は買上代銀の六分五厘、鉛は一ヵ年銀一〇〇匁ずつとし、年限中の残りの請負方を許可されるよう願書を差し出した。願書には小泉村村役人の村方に故障ない旨の奥書がある。銅の運上が買上代銀の六分五厘とは、銅座の荒銅買上代銀の六%半の意であるが、この代銀については後に解説する。

同年六月成羽の井戸屋清吉から小泉銅鉛山の古建具の分すべてを、銀札三〇〇匁で前谷伊兵衛の名で買い取つてゐる。津山役所あて銅鉛山稼行請負の願書は住友吉次郎代藤四郎の名義であるが、同時に小泉村村役人衆へあてて年限稼行中村方へ対し猥りがましきことなきを約束した議定一札は、住友吉次郎代藤四郎・小泉銅(鉛)山支配人前谷伊兵衛と連署してゐる。

さて住友は小泉村甚右衛門と兼帶庄屋元治の小泉銅鉛山稼行請負年限の残り期間分の跡請負方を願いでてゐる。

「諸用記」に収める文化十二年九月二十二日付の住友吉次郎代藤四郎から津山役所へ提出した請書は、今般甚右衛門ほか一人の稼行請負を免ぜられ住友へ当亥(文化十二)より丑まで残り年限中の跡請負を許されたことに対するものであるが、この稼行請負はもと「小泉村百姓甚右衛門并大坂町人平野屋藤兵衛両人江去ル酉(文化十)々來ル丑迄五カ年季請負被仰付相稼罷在候」ものであつたと右の請書にも記している。ところが文化十一年春に元治が藤兵衛に交替したので、それは同年八月小泉村銅山組村役人・百姓中より(元治は兼帶庄屋であり省かれる)津山役所へあてて、小泉銅鉛山は西五月から休山し銅山組、また惣村の稼人足一同難渢し、本年春から甚右衛門・元治両人が稼行を請け負い、しかも現在は實際は稼行しておらず、藩の格別の配慮でいづ方なりとも然るべきものへ稼行を仰せ付けられたいと歎願しているので明らかである。⁽³⁾先きの請書に甚右衛門ほか一人の稼行請負を免ぜられというほか一人は元治を指すのである。つまり甚右衛門・平野屋藤兵衛兩人は文化十年から五カ年季の稼行請負を許されたが、五月には休山し、翌十一年春元治が藤兵衛にかわつたが、八月ごろには稼行を中止し、銅山組中はもとより惣村としても銅鉛山に關係して渡世するものが多く迷惑しているから、適当な稼行主を仰せ付けられるよう配慮方を藩に願つたのである。当時小泉村に銅山組と東組があり、庄屋も一人存したのである。

先きに文化十年七月住友が津山藩大坂御屋敷御留守居役から小泉銅鉛山間掘を出願するように勧められたのも、このような稼行実情であつたからである。しかしどもかく元治が加わって稼行も進むかという期待も持たれ、住友の願書等は年末になつて戻されたのである。

さて小泉銅鉛山は宝永以来文化年間までの稼行事情については明らかでない。しかし大坂における銅鉛の集荷状態よりもみても、ほとんど稼行といわれるほどの採掘はなかつたらしい。宝暦九年（一七五九）四月住友の宗右衛門と山留儀右衛門が備中方面の多くの銅山を見分しているが、小泉については「古鋪、但先年此方より相稼候所、思入無之候」と記し見込みもないとし、休山中であることを報告している。⁽⁴⁾ 文化十一年五月に小泉銅八箇（一箇一六貫目）が大坂へ廻着し、吹屋から銅座へ糺吹を省略し見積りをもつて銅の性品を定めて請入れを命ぜられるよう申し入れた。しかしこれを改めて吹屋惣代住友吉次郎代官兵衛の名で、天明二年（一七八二）七月小泉銅の糺吹があり、滴銀九四匁五四三（一〇〇斤につき）があり、それ以来今回はじめて廻着し滴銀の程度も計りがたく、類似した諸国銅も見当らぬから糺吹を命ぜられ請入方を申請した。⁽⁵⁾ 明和三年（一七六六）第三次銅座が設置されて以来、銅座の指示により糺吹された諸国銅の記録によると、天明二年七月の小泉銅の糺吹は、一〇〇斤について吹減六八斤一、出灰吹銀九四匁五四三、燃鉛一三斤六、出自目六斤八とある。同記録には前記文化十一年五月廻着小泉銅の糺吹は六月に行われていて、明和以来このときまで、天明二年の糺吹を除いて小泉銅の糺吹はない。⁽⁶⁾ また、このころ銅座の地壳銅買上高などほぼ確実に知られるものが多いが、小泉銅買上の事実はみえぬようである。⁽⁷⁾ なお、ついでに小泉銅のその後の糺吹結果を加えて表示しておく（第1表）。天明二年には問掘程度の採掘を一時行つたのであろう。

文化十二年十一月、吉次郎の名で小泉銅鉛山に定の掛札を与えていた。

第1表 小泉銅の糾吹結果

糾吹年月	吹減	出灰吹銀	燃鉛	出自目
天明 2. 7	68. 1	匁 94. 543	斤 13. 6	斤 6. 8
文化11. 6	34. 1	53. 5	13. 1	23
13. 1	8. 8	46. 5	8. 8	
文政 5. 9	16. 9	46. 5	11. 7	9. 5
天保 9. 2	27. 4	23. 25	7. 2	8

定

一 御公儀御法度相慎候者勿論之儀、就中博奕之筋者、内之者不相禁候而者、山内も猥ニ相成儀ニ付、重役之者たりとも手携候聞有之候ハヽ、急度可及沙汰候事

一家内者勿論山内共火之用心、風立候節者別而入念可致事

一 勘場并諸役所ニ而定日酒呑候節、山内之者并酌取女呼寄候儀決而致間敷、平日共男女之間猥ケ間鋪儀無之様相慎可申事

一 諸帳面付入勘定向、無怠入念可相勤事

一 無人之節他出致間敷、無拋筋有之節、互ニ頼合可申事

一 鉛荷貸・仕事貸之儀、決而致間敷候、尤仕事高貨物高差引過銀有之者江、銀子中貸致候儀者、予山(別子銅山)仕格ニ相准候事

一 金銀両替・米穀買入等ニ而隣村江差遣候節、手代分中間召連相勤させ候事

一世帶方僕約之義者勿論、万事不益無之様一統申合心ヲ付可申事

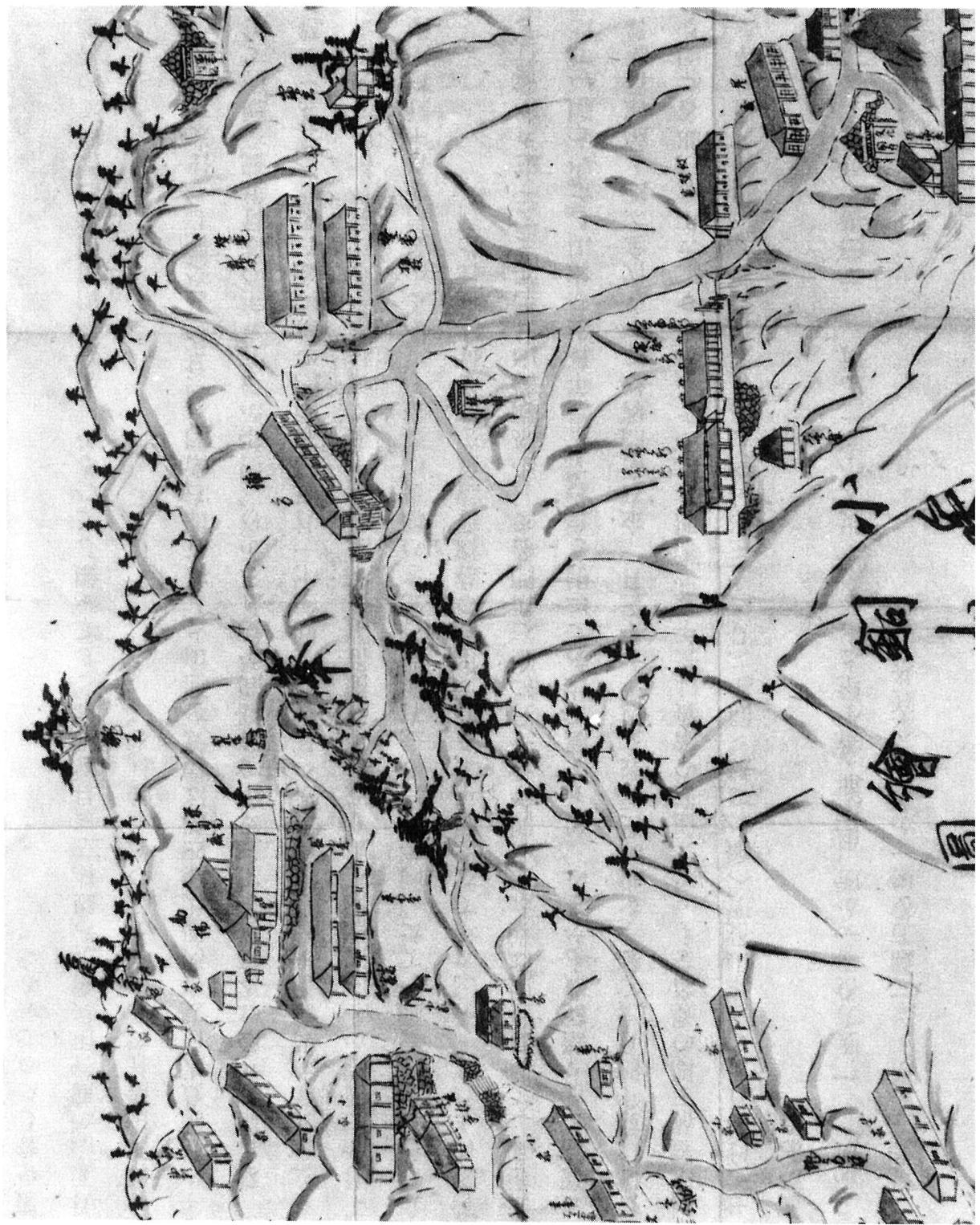
右之趣急度相慎可申候事

文化十二亥年十一月

吉次郎

鉛荷貸とは掘大工、小泉では横番とよんだ稼人に対する貸付で、銅山では掘大工より鉛を買上げる買鉱制が一般に行われ、鉛に対し前貸が行われた。仕事貸は横番以外の稼人に対する貸付で、賃銀を対象に前貸をした。しかし鉛荷貸・仕事貸がかさむため、これを取り締つたのであろう。しかし仕事高・貨物高を差し引き過銀つまり余分があれば、

第1図 小泉銅山絵図(文政元年)



中途でも貸銀を許したのである。

同年十二月元治が前谷伊兵衛から銀札三貫目を約事として受領しているが、小泉銅鉛山引継についての料銀である。この銀札は津山藩札であろうが、のちに触れる。

文化十四年六月請負人住友吉次郎代藤四郎は病氣を理由として五郎右衛門（前谷氏）と交替し、住友吉次郎代五郎右衛門の名で、稼行請負年限は本年丑まで三カ年で跡期間が切れるから、明年から五カ年の稼行継続を願いでて、その許可をえて翌文政元年六月請書一札を津山役所へ届けた。同年十一月五郎右衛門の跡に金右衛門（藤井氏）⁽⁸⁾が替わり、文政五年閏正月金右衛門から、文政元年より五カ年の稼行請負年限が本年末で切れるから、引き続いて明年より辰まで中一〇カ年の稼行継続を願いでた。同年九月の金右衛門と先きの願書に奥書している小泉村兼帶中野村庄屋清三郎の連名した請書によれば、一〇カ年でなく明年より五カ年季の跡稼行請負を仰せ付けられた。

文政十年末をもつて請負年限は切れる。同年十一月に金右衛門名で、小泉銅鉛山は当年まで一三カ年稼行したが、近年いよいよ深鋪となり諸経費もかさみ、鉛も下値で仕あてに引き合わず、当年暮限り休山したいと願いでた。ただ、明り方の片付けは明年四月まで猶予を求めた。翌文政十一年正月、金右衛門病氣につき代全太郎と跡稼行請負人小泉村兼帶中野村庄屋清三郎の連名をもつて、住友の請負は去年暮で季明けにつき当年より三カ年清三郎名に切り替え稼行請負を仰せつけられたいと津山役所へ願いでた。⁽⁹⁾同年二月に清三郎が全太郎（越智氏）あて、建物・道具等を引き渡された請取書がある。⁽¹⁰⁾

一床前二か所 一吹方役場一か所 但床前・番小屋とも 一戸入小家二か所 一臼場一か所 一陶汰所上
下 一焼釜三か所 一鋪方役場一か所 但金庭共

(1) 「文化九年壬申正月吉日万庭帳」

(2) 「文化十二年乙亥五月吉日諸用記」、裏表紙に「小泉銅鉛山住友役所」と記し、住友経営下の小泉銅鉛山の産銅の大坂廻送・銅座売上を中心稼行経過を記述した記録。以下「諸用記」と略記する。官兵衛は米谷氏、文政元年吟味役并大払兼帶、同三年支配差添役、同四年支配役、同八年別家を許された。

〔文化五年々帳〕

(3) 成羽町小泉 辺見ユリ家文書

(4) 「諸国銅山見分控」

(5) 「文化五年々帳」

(6) 「御用諸山銅糺吹留帳」

(7) たとえば「大意書」卷四明和三戌年以来大坂地壳銅御買入高井銅座にて壳捌方訳書(『近世社会経済叢書』第七巻所収)、後述の「二番万覚帳」所収文化七年以来、地壳荒銅銅

座買上高など。

岡光夫氏は園田家藏かと思われる「小泉銅鉛山起り」によつて、寛政年間大坂の平野屋与兵衛、文化の十数年間は住友吉次郎、文政年間は二年ないし四年間ずつ四人が交替相繼いで稼行したと紹介されているが、これは正確でない。平野屋与兵衛は藤兵衛のことであろう(『近世農民一揆の展開』)。

(8) 金右衛門は文政元年九月末家を許された。同七年六月「私儀備中小泉御銅山ニ相勸籠在候ニ付」養子伊兵衛に、主家抱屋敷の南米屋町泉屋半右衛門跡で銅器物などの商売をはじめたいと本家へ願いでている(『年々諸用留 十二番』)。

(9) 「諸用記」

(10) 文政十一年子二月 小泉村銅鉛山跡請負人同村兼帶中野庄村屋清三郎 請取一札

二 小泉銅鉛山経営上の若干の問題

文化十二年五月住友の小泉銅鉛山稼行請負の願意が聞き届けられるのと前後して、大坂の津山藩御屋敷へ小泉の入用金二〇〇両の為替金を官兵衛が持参し、御留守居役河井十寸茂に会い依頼し請取書をもらつてきたといふ。これは

つまり大坂津山藩御屋敷に金二〇〇両を住友より渡し、小泉銅鉛山が津山役所より為替手形にて同じ金高を請け取り、仕入にあてたのである。⁽¹⁾翌年正月住友吉次郎代藤四郎より津山役所へあてて、今度小泉銅鉛山稼行請負を許されたについて「入用銀追々大坂表より送り越罷在候処、小泉村迄者遠路之儀ニ付甚不弁理、殊ニ道中失却等不少甚迷惑仕候」として、大坂からの送銀は大坂津山藩御蔵屋敷へ納銀し、当所において為替により請取方を願い、右お聞きずみのうえは二分二朱入をもつて銀札にてお渡し下されたいと述べている。この小泉銅鉛山為替取組の願意は聞き届けられたが、そのころ津山藩掛屋を勤めていたらしい大坂の和泉屋仁右衛門は、同藩御蔵屋敷あて次のように申し入れた。

仁右衛門は毎月五日に銀子請取手形（住友より渡された銀子の）を大坂御（蔵）屋敷の金方へ納めるから、右の銀子を津山御銀札場で二分二朱の歩を添えて銀札で渡されたく、為替銀を毎月金方へ納める銀高がかさみ振込が過大にならぬよう（津山御銀札場の支払が渋滞するおそれもある）願いたくと述べ、万一御屋敷入用筋で振過となるときは、御屋敷役人よりの掛合により相談のうえで取り計らうことになるとある。⁽²⁾翌二月には小泉下し銀一二貫目の為替取引をすませて小泉へ早々為替手形を下したことがみえる。⁽³⁾

先きに津山藩御屋敷からの依頼で津山藩御預り所年貢銀の掛屋を住友は引き請けたことを述べた。文化十四年春になつて、助松屋忠兵衛なるものを介して同藩御屋敷から住友へ館入りのことをしきりに懇望している。同藩の支配地の銅鉛山を稼行するゆえ、むげに断りもならず、御用達とし金三〇〇両程度までの融通はやむをえぬとし、名代をもつて勤め、扶持方の給与は辞したいという条件で請けることになった。九月吉次郎は御屋敷へ出で、五人扶持を与えられる旨告げられた。館入りは名代勇右衛門が勤め、翌文政元年十月には三人扶持加増、また名代勇右衛門へは手当米一〇俵を与えられた。⁽⁴⁾

大坂からの小泉銅鉛山への仕入銀送付は、銅鉛山に便宜な距離にある備中松山藩板倉氏・成羽の山崎氏の大坂登銀、延いては江戸送金に多くはつながるものであるが、これに対応して、銅鉛山稼行請負住友吉次郎代の振り出した為替手形による大坂の御蔵屋敷への住友本家からの銀子支払によつて行われた。それは津山藩を介する為替以上に盛んに利用されたようである。また、旗本石川氏の領地中津井年貢米を請け入れて、為替手形による大坂の石川氏御蔵屋敷への本家よりの代銀支払もその例である。

松山藩大坂御蔵屋敷詰雨森弥次右衛門振出の文政九戌年四月二日付為替手形に次のようない例がある。すなわち住友吉次郎下し銀二〇貫目を大坂で請け取つたが、代り銀を松山で住友出店へ渡すことを松山藩役人へあて記している。しかし渡銀の条件として次のようにある。

銀五貫目 手形着次第銀札歩附渡

同五貫目 来る二十日限り正銀渡

同一〇貫目 来る二十日限銀札歩附渡

なお、小泉において津山藩銀札のほか松山藩その他の銀札・錢札も通用したようで、これについては次回の稿でも述べたい。さて右の為替手形に記した正銀・銀札の渡し方について、四月朔日付で雨森氏より住友へあてた書状に次のように認めている。昨日銀二〇貫目松山へ為替送銀のことを申し入れられたが、このころ藩の登銀もない状態で、為替を取り組んでも松山で代銀渡し方に支障があるように存ぜられ、それで勝手がましいことだが、明日にも銀子をお渡し願い、松山での渡し方は来る二十日以後銀札歩附をもつて致したく、それまでに融通を工夫し、支払に差し支えぬようしたいというのである。こうして折衝の結果、前述の渡し方となつたようである。

成羽の山崎氏は五千石を領知し、大坂中之嶋に御蔵屋敷があつた。文化十五（文政元）年までの大坂登銀は山崎欽弥、文政二年三月のそれは山崎勘解由、文政四年六月以後は山崎伝五郎、同九年十二月は山崎主税助、それぞれの名の御蔵屋敷の請取となつていて。欽弥・勘解由は文化十一年三月家督を継いだ九代義高、伝五郎・主税助は文政二年十二月家督を継いだ一〇代義柄であろう。文化十三年九月の為替手形は、当地庄屋つまり小泉村兼帶中野村庄屋広兼元次（治）が振り込んでいて、中野・小泉両村ともに山崎領ではないが、為替銀は大坂の山崎氏御蔵屋敷渡しとなつていて、元次が山崎氏の銀を預つたらしい。小泉銅鉛山関係の為替はすべて「諸用記」によつたが、松山藩・山崎氏関係のものを第2表・第3表で示す。

旗本石川氏の領知中津井の年貢米は高梁川の舟運の便がある。石川氏関係の為替手形を第4表に示す。文化十四年十月前谷五郎右衛門振出手形は「中津井石川様御蔵米二百石相調候間」として、銀一二貫五六二匁を大坂の石川氏御蔵屋敷に渡されたいとある。この蔵米は小泉銅鉛山の用米として買い取つたのであろう。文政三年二月、同八年十一月の石川氏蔵米代の為替手形は大坂の和泉屋次郎右衛門が請取人となつていて。和泉屋次郎右衛門は淡路町三丁目に住み、文化十三年二月に大坂の住友本家へ小泉銅鉛山から銀六貫目の為替が参つて「右ハ泉屋治郎右衛門方ヘ相渡候」⁽⁵⁾とあり、銀子を渡したことがみえる。治郎右衛門は次郎右衛門と同人で、あるいはこの銀六貫目も石川氏中津井の蔵米調達による手形かも知れぬ。次郎右衛門は石川氏御蔵屋敷の掛屋など勤めたのであらうか。

文化十四年七月の銀三貫七〇〇日の手形は、「於當方中津井米五拾石相調、代銀松山芳蔵・正兵衛殿為替ニ取組」とあって、小泉で中津井米五〇石を調達した代銀の為替手形で、成羽の松山芳蔵らが取り組み、大坂西横堀貝屋町明石屋吉兵衛が請取人となつていて。同十三年四月の銀四貫日の手形は「中津井米五十石并成羽松山芳蔵・庄蔵殿ノ相

第2表 松山藩関係為替手形

手形日付	銀高	振込人	手形振出人	支払人(宛名)	請取人
文化12. 8. 28	貫目 15,000	住友吉次郎	松山藩蔵屋敷 伊藤	松山藩内 山瀬他	手形持参人
文政 8. 11. 28	20,000	松山藩(登銀)	藤井金右衛門	米谷・大橋	松山藩蔵屋敷 雨森
9. 4. 2	20,000	住友吉次郎	松山藩蔵屋敷 雨森	松山藩内 卯木他	住友出店
9. 5. 12	20,000	松山藩(登銀)	藤井金右衛門	大橋	松山藩蔵屋敷 雨森

松山藩蔵屋敷は大坂堂嶋新地中二丁目、蔵屋敷役人は伊藤卯平治・雨森弥次右衛門

住友吉次郎内は米谷官兵衛・大橋貞助

松山藩内は山瀬久平・片岡伊兵衛・青木五郎治・加藤林右衛門

第3表 成羽山崎氏関係為替手形

手形日付	銀高	振込人	手形振出人	支払人(宛名)	請取人
文化13. 9. 25	貫目 15,000	当地庄屋 広兼元次	前谷伊兵衛	松田・増田	山崎氏 蔵屋敷宮本・奥野
14. 4. 21	5,000		前谷 五郎右衛門	" "	" "
7. 7	12,000		"	" "	" "
11. 15	10,000		"	" "	" 中嶋 奥野
12. 18	5,000		"	" "	" "
15. 1. 21	6,000		"	" "	" "
2. 暉	8,000		"	" "	" "
4. 7	5,000		"	" "	" "
4. 17	6,000		"	" " 高橋	" "
文政 2. 3. 17	8,000		藤井 金右衛門	" " "	" "
4. 6. 19	10,000		"	増田 高橋	" 宮本
5. 2. 26	5,000		"	高橋 米谷	" "
6. 9. 22	10,000		"	" "	" "
9. 12. 26	10,000		"	大橋	" "
10. 7. 26	10,000		越智全太郎	"	" "

山崎氏蔵屋敷は大坂中之嶋、蔵屋敷役人は宮本冬藏・奥野政之介・中嶋剛兵衛

住友吉次郎内は増田半藏・松田亦右衛門・高橋連藏・米谷官兵衛

第4表 石川氏中津井年貢米關係為替手形

手形日付	銀高	振込人	手形振出人	支払人(宛名)	請取人
文化14. 4. 12 7. 18 10. 11 15. 4. 14 文政 3. 2. 11 8. 11. 6	貫目 4,000	芳蔵ら, 中津井米代等	前谷五郎 右衛門	松田・増田	同人渡し
	3,700	芳蔵ら, 中津井米代等	"	" "	明石屋吉兵衛
	12,562	石川氏藏米 200石代	"	" "	石川氏藏屋敷
	5,000	〃 60石代	"	" " 高橋	〃
	4,000	〃 代	藤井 金右衛門	" "	和泉屋次郎右衛門
	30,000	〃 代	"	高橋・米谷	〃

第5表 布屋善三郎振込為替手形

手形日付	銀高	手形振出人	支払人(宛名)	請取人
文政 3. 1. 22 8. 10 5. 8. 17 6. 1. 19 7. 29 7. 1. 14	貫目 10,000	藤井金右衛門	松田・増田・高橋	明石屋吉兵衛
	12,000	"	増田・高橋	〃
	13,000	"	高橋・米谷	〃
	10,000	"	" "	〃
	10,000	"	" "	〃
	10,000	"	" "	京屋六之助

「調」とあって、芳蔵らから中津井米五〇石を調達し、彼らが若干その代銀に加えるところがあって四貫目を取り組んだようで、大坂で同人請取となっている。

布屋善三郎取組の手形は第5表のとおりであるが、彼は播州今市のものとあり、商人であろうが詳細は不明である。為替銀の請取人は明石屋吉兵衛と、その近所に住む西横堀貝屋町筋角の京屋六之助である。以上のほかにも小泉で銀子を振り込み、大坂で住友本家よりこれを請け取る為替が利用されている。文化十二年十月の阿部山の淨福寺、同十三年二月の小泉村の觀音寺、長田村の空泉寺振込の前谷伊兵衛発行の手形があり、大坂でそれぞれ同寺が請取人となっている。文化十五年五月、文政六年七月の大坂堂嶋梅田橋の岡田屋市郎兵衛請取となっている為替の振込人は不明であるが、商人であろうか。

また次のようない例がある。文化十二年十二月十五日日付前谷伊兵衛が松井（仁右衛門）・松田・増田三名あて銀一貫一
五匁四分の為替手形を振り出しているが、これは伊予の壬生川の岩見屋善次から炭五〇七俵を一俵について代銀二
匁二分替で調達した代銀で、これを新居浜の才右衛門あて届けられたいと記し、追つて大坂より小泉への下し銀中よ
り立用されたいと付記している。

住友が小泉銅鉛山稼行を請け負うとともに、文化十二年七月に支配人前谷伊兵衛は松山藩領の玉嶋陣屋役人あて、
玉嶋仲次宿を大嶋屋忠右衛門にいたさせ、小泉・大坂間の上下の荷物を取り扱わしめることを届けた。⁽⁵⁾ 文政八年四月
玉嶋の八田屋勝三郎が藤井金右衛門から銀八〇〇目を無利息で借用し八〇石積新造船一艘を調達している。大嶋屋忠
右衛門と八田屋治兵衛・同徳之助が加判しており、同年から四カ年目暮までに毎季一〇〇目ずつ八季四カ年賦で返済
する契約であった。⁽⁶⁾ 大嶋屋忠右衛門・悴和十郎も銅鉛諸荷物運賃を引当とし銀札一貫目を前借しており、文政十一年
二月住友が小泉を引き払うとき、残高銀札が三九七匁五分あり、三月に全九郎あてに近來難渋のため返済できぬから
少々ずつの引取り方を願つていて⁽⁷⁾。また前述の八田屋勝三郎の新造船調達銀借用の分も、住友が小泉を引き払うとき、
二一〇匁二分三厘を返済したのみで、金右衛門代全九郎名で津山役所の添翰をもって当役場（玉嶋陣屋）へ訴えた。十
二月に松山目代の平五郎が扱つて、残銀五八九匁七分八厘のうち二八九匁七分七厘を即銀で、残り三〇〇目を明年暮
より八カ年賦で返済することになつた。⁽⁸⁾

さて文政元年から五カ年の小泉銅鉛山跡稼行請負を聞き届けられたが、同年六月五郎右衛門は炭・薪が近來不足し、
御預り所の隣村平川村の御林木は從来御用木山となつた例はないので、御林山のうち宇大野山・金平山・坪野山の
炭・薪用の分の払下げを津山役所へ願いでいる。⁽⁹⁾ しかし九月七日大坂本家から銅座・銀座両役所にあてて、小泉銅

鉛山では鉛の元付が高直で引き合わず休山いたしたく、そうなれば出灰吹銀の売上方も止まることになると届けでた。銅座等から灰吹銀を取り留めることは国益であるが、これ以上手当を増すことも出来ぬとし、休山の件を津山役所へ願いでて聞済となれば更めて届けるよう告げられ、十一月住友から請書を差し出した。また、同時に、これまで取り留めた出灰吹銀は売り上げ、今後鉛相場が立ち直り引き合うことになればまた稼行を願うつもりであると届けた。⁽¹⁰⁾。当時小泉鉛からの出灰吹銀が当局の重要視したものとなつており、これについては後に述べる。しかし小泉の稼行は統けられることとなり、翌十二月に大坂から定書を送つて、諸入費の節約と稼行の精励とをきびしく指示した。

定

一日々出来銅鉛取散し不申様嚴重可取計之處、是迄者不取締之趣ニ相聞候、是而已ニ大勢差向、過分之雜費相懸り候儀ニ付、已來床前出入者不及申、入場所等時々無懈(怠脱)氣を付可申事

一米其外諸色買入之節、惣而銀高之品者問屋仕切書取置、毎季勘定改之節差出可申事、尤買入方者勘定場役手之者相勤、時々重役之改を請可申事

一諸方問屋并出入方之もの江是迄前銀貸相見候得共、已來者決而無用ニ可致事、若亦無拠筋ニ候ハヽ、當方江掛合候て相計可申事

一毎季勘定改不相済内者、諸帳面反古通ひニ至迄取遣ひ申間敷事

一鉛石買入之節者、勘場より重役ニ統候もの番ニ立会、メ高江調印致可申事

一炭買入方者手代分并山廻り兩人立会相改、蔵ニ戸前晚ニ氣を付、月々致勘定可申事
一為替銀請取ニ遣し候節者、手代分老人外ニ稼人頭分之内妻子持老人相添遣可申事

一 是迄九月祭礼之節、於山中狂言等相催候由相聞候、當時難引合義を乍存不勘弁之事候、其他神拝寄附・普請等、追年盛山ニ至迄差延可申事

一 少々宛之繕ひ普請者格別、新造作者暨納屋様庭所たりとも、先ツ入目相積り當方江相談之上取計可申事

一 山中季々前銀并過銀・中銀之外、銀貸無用之事

一 山中稼人江飯米之外諸色貸渡候節、隨分氣を付、喰負不相成様可致、高借ニ相成候時者自仕事も身ニ不入、終ニ者致出奔候様成行候間、損銀出来不申様時々貸方入念取計可申事

一 是迄請拝致勘定不来候品ニ而も、致請拝候而宜敷品者月々致勘定、割付相印置可申事

一 鋪方役手・山留役人・手子者勿論、他役場之者ニ而も毎度下鋪いたし、敷中之工合能々呑込、損益勘弁可致事
右之条々堅相守、和順精勤可被致候、以上

戊寅十二月

大坂本家

米そのほか諸色買入れに厳密確實を期すること、買入れ先の諸方問屋や出入方へ前銀貸をせぬこと、横番からの鉛石買入、炭買入に立会人を定めて慎重にすること、稼人に對する飯米・諸色の貸渡しがあまり多額にならぬことなどを定めている。季々の前渡銀・過銀・中銀以外の銀貸はせぬこととあるのは、稼行初年の文化十二年十一月主人名で与えた定の鉛荷貸・仕事貸の猥りとなるを禁止し、「仕事高貸物高差引過銀有之者江銀子中貸致候儀者予山仕格ニ相准」とあるのに、ほぼ対応するものである。

住友が以前に稼行した元禄・宝永ごろ以来、主要坑となっていたのは藤本（富士の本）間歩のようであるが、今回新たに文化間歩の開掘が注意される。中水抜口は文化の稼行以前すでに掘られたらしく、主として藤本間歩の瀬水を抜く

ためであった。しかし住友の手で、中水抜口からかなり低部の谷川筋より大切水抜口の普請に着手した。これは中水抜口の高度線より以下の藤本坑内の瀦水、および文化間歩内の瀦水を排水するためである。この工事は容易ならぬもので、一〇間を切つただけで住友は手を引くことになった。

文政八年十一月小泉村の八五郎は金右衛門に対して樋引について議定一札を入れている。そのころ雨天づつきで鋪中水勢強く、休山同様でやがて文字どおり休山となる状態だったので、大中角樋一六丁分の樋引を銀札三貫目で引き請け、当年暮までに排水することとし、樋引人に少しずつ米を貸し渡し、また銀札三〇〇目を前借し勘場へ預けおき拠なきものに対し融通し、排水が了つたうえで残り銀札の支払を願いたいというのである。⁽¹¹⁾

文政七年八月金右衛門が登坂して、稼人が賃上げを求め、少し賃上げして算当引き合わぬときは休山も止むをえないと報告している。同年十一月金右衛門から松山藩領の川上郡丸山村の北方銅山開掘の件を本家へ申し出たが、翌年同藩から許可されて稼行することになった。当時文化間歩の出鉛は僅少で、涌水のため入費は多く、藤本間歩だけの採鉛では引き合わぬので、北方銅山を兼営し多少経費を投入し試掘して模様をみようという金右衛門の意見であった。⁽¹²⁾ 北方銅山稼行については別に述べたいが、やがて悪水が中野村へ流出し支障する旨を同村から津山役所へ訴え、松山藩役所との掛合も起こるなどあって、文政十年三月切りで休山となつた。⁽¹³⁾ 小泉銅鉛山もつづいて、文政十年暮をもつて稼行請負年限が切れて、住友は手を引くこととなつたのである。

註

- (1) 「文化九年壬申正月吉日万庭帳」 文化十二年五月六日
- (2) 「諸用記」
- (3) 「文化九年壬申正月吉日万庭帳」 文化十三年二月二十三日
- (4) 「年々諸用留十二番」 文化十四丁丑年九月十五日・寅十

月十六日。明治五年住友吉左衛門から大阪府へ提出した諸藩

貸付の金高のうち、作州津山藩の分は、元金総計四一八四両

三分永五七文一、利子合計金九五兩永四〇〇文となつていて

（「申六月住友吉左衛門 元諸御藩貸上ヶ金總計書」）。

〔文化九年正月吉日万庭帳〕 文化十三年二月十三日

〔諸用記〕

（6） 文政八酉年四月七日 八田屋勝三郎銀子借用状

（7） 文政十一子年三月 玉嶋新丁大嶋屋忠右衛門・惣和十郎

銀子借用につき一札

（8） 文政十亥年十二月 金兵衛・治兵衛・徳之助・玉嶋村庄

〔諸用記〕

（10） 「戊午歳十三年々帳」 文政元寅年十月住友吉次郎請書・願書

（11） 日

〔諸用記〕

〔文政七年正月吉日場帳〕 文政七年八月十七日、同年十一月二十八

日

〔諸用記〕

屋代壯五郎連判 貸附銀滯出入内済一札

なお、勝三郎が調達した新造八〇石積船は海船とあって、高梁川舟運に従事する高瀬船ではない。

〔諸用記〕

三 産銅・運上、産鉛と出灰吹銀

文化十一年五月に天明二年以来はじめて小泉銅八箇が廻着し、銅吹屋惣代住友吉次郎代官兵衛から滴銀程度などを知るために糺吹が必要であることを銅座役所へ願いでたことは前に述べた。この銅は住友の稼行以前の文化十年から五カ年季稼行を請け負った甚右衛門・平野屋藤兵衛の稼行主時代の産である。また小泉鉛については、文化十年正月より十二月中までに住友が請け取った鉛高を、十二月に銅座へ届けているが、

荒鉛九六、二五五斤 此棹鉛九三、〇二六斤

内 三、四五斤 小泉鉛 此棹鉛三、三三一斤八 吹減三斤三(一〇〇斤につき)

とあって、この荒鉛も甚右衛門ら稼行の産である。当時、荒鉛を正鉛に吹いて吹減が報告されているが、棹鉛は正鉛に属する^(一)。

さて文化九年十一月、近來諸国荒鉛が払底して大坂などでの値段高下がはげしく、銅座が諸国出鉛を一手に買い入れる旨が触れられた。荒鉛の荷主・問屋は銅座へ売り上げて代銀を即座に請け取り、また鉛の買入を望むものは代銀を銅座へ納めて切手をもらい、住友方で鉛と引き換えることとした。荷主・問屋へ即座に支払う荒鉛代銀は住友が立て替え、荒鉛は住友が引き取り「吹方之儀者其方江一手吹申付」つまり荒鉛を正鉛に吹いて、銅座の売切手を持参すれば極印打ちの正鉛を引替えに渡すので、売出代銀一〇〇目につき二匁の口銀が給与された。文化十一年分大坂廻着諸国鉛で、まだ掛改の済まぬ分、つまり買取手続の終わらぬ分が七一六箇(一箇=一〇〇斤)に達し、同年五月住友の立替え鉛代銀三〇〇貫目以上にもなり、鉛値段も下落したというので、同年末に銅座の鉛一手買上を廃止し、勝手売買が許されることになったのである。

「万庭帳」に文化十二年十二月二十八日の条に「小泉より銅七百斤入津いたし候、銅此度はじめ入津也」とある。鉛については同年九月二十五日に「鉛弐十箇昨廿四日入津」とあり、また十二月二十八日に「鉛四十箇小泉より入津」とある。以上は住友稼行の最初の產銅鉛の大坂廻着である。年を越えて、正月一日に住友吉次郎代幸兵衛から小泉銅鉛山出銅七箇廻着を銅座へ届けて糺吹を願い、九之助町一丁目泉屋官兵衛に売上問屋を仰せ付けられるよう奉行所・銅座へ願いでた。翌二月に住友から銅座へあてて、小泉銅は水引など諸入費もかさみ「鉛石者性合不宜、歩附無數」、吹方も手数がかかり、もと地壳銅は吹屋仲間割賦吹の定めであるが、小泉銅は住友の一手吹とし、吹賃その他で損銀

に対し少しでも融通したいと申しでた。他の吹屋もほかの廻銅鍛物荒銅（鍛銅また間吹銅〔物〕といい、抜銀を行わぬ荒銅）をもつて平均するよう吹方を仰せ付けられたならば支障なしといい、もつとも小泉がやがて盛山となれば平均割賦方とする条件で同意したようである。⁽²⁾

最初の小泉銅の糾吹の結果は、前述したように出灰吹銀の量が多いが、吹減がすこぶる多く、他山銅に例が少ない。文政・天保の糾吹結果も出灰吹銀・吹減の多寡はあるがほぼ傾向を同じくする。文化十三年四月と六月の上旬ごろ小泉銅一五箇と二五箇が大坂へ廻着しているが、それぞれについて糾吹が行われたらしくその報告がある（第6表）。四月の糾吹では正鍛銅（精銅）は二六斤余に過ぎず、白目が却つて多い。留糟より吹いた正鉛が、元鉛より九一五匁（五

第6表 小泉銅の糾吹
文化13年4月15日糾吹

小泉銅	貫 収	斤
焊 鉛	16,000	此斤 100
	5,000	// 31.25
小計	21,000	// 131.25
正鍛銅	4,235	// 26.46875
白 目	4,950	// 30.9375
小計	9,185	// 57.40625
外ニ吹減	6,815	此斤 42.59375
出灰吹銀	59.25	
留 粕	9,100	此正鉛 5,915匁
元鉛(焊鉛)	5,000	
残り(出鉛)	915	此斤 5.71875

文化13年6月7日糾吹

小泉銅	貫 収	斤
焊(元)鉛	16,000	此斤 100
正鍛銅	10,000	// 62.5
外ニ吹減	15,410	// 96.3125.
出灰吹銀	590	此斤 3.6875
留 粕	82.1	
元 鉛	9,400 (留粕より戻した正鉛か)	
差引燃鉛	10,000	
	600	此斤 3 斤 8

斤七一八七五）多く、南蛮吹のための燃鉛をも考慮すると、吹減の六貫八一五匁中にかなり鉛を含んでいたものと思われる。六月七日糾吹の分は白目がないし、吹減が少ない。さて「万覚帳」によつて、地壳荒銅高の小泉の分を第7表に示す。これは諸銅山の地壳荒銅の銅座売上高で、文化

第7表 大坂廻着
小泉地売荒銅高

年 次	廻着銅高
文化11	789.4
13	3,470.6
14	2,672.5
文政元	9,838.7
2	4,383.4
3	1,863.7
4	2,528.1
5	3,900.7
6	1,966.9
7	591.3
8	1,369.4
10	682.5
天保12	958.2
13	1,090.9
14	1,817.6

七年から文政十一年までの分が記されるが、小泉分は文化十一年の甚右衛門らを荷主とする七八九斤四分からはじまり、文政十年の分にいたつてはいる。なお、「誠斎雜記」所収の天保十二—十四年の地売銅銅座廻着高も同性質の記録で、ついでにあげておく。

文化十一年の七八九斤四は、八箇分（一箇＝一〇〇斤）を大坂で吹屋が請け入れるとき銅座役人立会い掛改め、それより入目として一〇〇斤につき一〇〇目を控除した日方である。その小泉からの大坂廻送と銅座売上の手続を詳述すれば次のとおりである。

文化十二年十一月十六日付で小泉銅鉛山支配人前谷伊兵衛から、住友稼行の最初の出荷平荒銅七箇を吹き立てたので、当月二十日ごろ見分改めのうえ、大坂の問屋泉屋官兵衛あて送り状の調製方を、津山役所あて願いでている。そこで津山の出役人が見分し送り状を与えて荒銅は大坂へ廻送される。前述した十二月二十八日小泉から銅七〇〇斤はじめて入津と記すのがこれである。諸山の地売銅は吹立が吹屋に割り当てられており、銅座役人立会のうえ掛改が行われたが、小泉銅は住友の一手吹であったから、もとより住友の吹所で掛け改められた。掛け改めによって一般に一箇一〇〇斤より多少減るのがふつうであった。

諸山荒銅は荷主から売上問屋へ送られ、問屋から銅座へ売り上げられて、銅座仕切書によつて代銀、また手当銀があればともに問屋へ支払われた。問屋に対しては口銀が荒銅代銀一〇〇目に対し二匁ずつ与えられた。しかし手当銀については口銀はない。問屋から荷主へ代銀、また手当銀があればともに届けられる。小泉銅は床銅がみえず、ほと

んど平銅であつたらしい。最初の廻着銅七箇に対する文化十三年三月二十九日付の銅座仕切書は次のようである。⁽⁴⁾

一備中小泉荒銅七箇 但^{老箇}拾六貫目入

此掛改百拾壱貫三百目外^{百斤ニ付百目減}七百目掛改

此斤六百九拾五斤六步

内七百目 但^{百斤ニ付百目減}宛入目

此斤四斤四歩

残六百九拾壱斤二歩 但直増銀共百斤
御手當銀百斤
ニ付四拾五分宛、
此分口銀不相渡候事

代銀壱貫四百四拾八匁六厘四毛

外

銀三百拾五匁一分八厘七毛
御手當銀百斤
ニ付四拾五分宛、
此分口銀不相渡候事

右銅吹屋直廻申付外掛り物無之、口銀別ニ銅座ム相渡
右買上代銀間屋泉屋官兵衛江相渡處如件

文化十三年三月廿九日

住友吉次郎江

銅座
役所

「諸用記」に右の銅座仕切書とならべて、去亥年（文化十二）出銅運上銀の津山役所あて上納書を記載しているが、
これには代銀・手当銀の合計一貫七六三匁二分五厘一毛に対し、六分五厘つまり一一四匁六分一厘一毛を納めるとある。しかし事実は手当銀三一五匁一分八厘七毛に対する運上は免除されることになつたらしく、九四匁一分二厘を上

第8表 小泉銅銅座仕切書(文化13年度)

仕切日付	箇数	掛 改	此斤	入目	残り斤 高	代 銀	手当銀	渡銀合計
		貫 目	斤	斤	斤	貫 叴	貫 叴	貫 叴
文化13. 5. 29	15	239, 900	1, 486. 9	9. 8	1, 477. 6	3, 095. 572	673. 786	3, 769. 358
7.	25	396, 300	2, 476. 9	15. 5	2, 461	5, 156. 633	1, 122. 398	6, 279. 031
11.	13	206, 100	1, 288. 1	8. 1	1, 280	2, 681. 6	583. 68	3, 265. 28
14. 1.	7	110, 500	690. 6	4. 3	686. 3	1, 437. 799	312. 953	1, 750. 752

入目は荒銅 100 斤につき 100 目、代銀は 100 斤につき増銀とも 209 叴 5 分、手当銀は 100 斤につき 45 叴 6 分。

納した。

さて「諸用記」によると、文化十三年中の小泉荒銅の銅座仕切書が三通あり、翌同十四年正月のものが一通あってこれは前年中の廻着銅である(第8表)。また同十四年八月二十八日付の津山役人荒井権左衛門が同日見分、改めた小泉平荒銅二〇箇の、泉屋官兵衛あて送り状を記しているが、これに対する銅座仕切書を「諸用記」には記載しておらぬ。手当銀は同年三月ごろに諸山銅ともに廃止された。ところで住友修史室架蔵に、刀二月五日付の津山秤所の運上についての勘定覚がある。これは文政元(寅)年のものと認められる。

覚

小泉銅山

一当札三百九拾目

此銀三百八十壹匁貳分三厘

内

武百六十八匁貳分

出銅御運上

百目

拾壹匁五分

鉛御運上

五匁四分六厘

秤入用

メ三百八十四匁七分七厘

残り三匁四分八厘 不足

当札三匁五分六厘

受取

丁二月五日

津山

秤屋(印)

運上については後に述べるが、銅運上二六八匁二分は銅代銀四貫一二六匁一分三厘についての運上高で、一〇〇斤につき代銀二〇九匁五分の計算ゆえ、荒銅一九六三斤五分の代銀高となる。これは前年文化十四(丑)年分の運上で、同年八月十四日の荒井権左衛門の送り状にいう平荒銅二〇箇に相当することは確実である。

文化十四年十一月十八日ごろ平荒銅四〇箇、翌同十五年六月五日ごろ同六〇箇の津山役人の送り状があつて、前者に対する銅座仕切書は同十五年正月、後者に対するものは月日の記入を欠くが八月ごろであろう。代銀は一〇〇斤について二〇九匁五分で変りはなく、手当銀はない。寅(文化十五、文政元)十二月の金右衛門から津山役所へあてた「寅年御運上銅代銀仕訳帳」があつて、前述二回の廻着平荒銅計一〇〇箇、買上げ斤高九七七七斤一分、代銀二〇貫四八三匁二厘五毛、運上銅代銀一貫三三一匁四分となつてゐる。寅年以来、年々に津山役所へ届けられた御運上代仕訳帳の控が記されている。それぞれの年分に当たる銅座仕切書は二通以上四通におよぶものもあり、すでに前年に廻着し売り上げた分で次年度の運上に繰り入れられたものもある。年々の運上仕訳帳・銅座仕切書によつて、各年の仕切書数・荒銅箇数・掛改斤高・入目斤高・残り斤高・代銀高・銅運上代銀高を集計して第9表に示す。ただし代銀は文政二十四年一〇〇斤について一七九匁五分、文政五年一八七匁五分、同年十二月より六年まで一八七匁六分、同七年よ

第9表 小泉銅銅座仕切内訳・運上代銀高(文政元年—10年)

銅座仕切日	仕切 数	荒銅 箇数	掛改め 斤高	入目 斤高	残り斤 高	代 銀	銅運上代銀高
年月 文政元. 1—元. 8	2	100	9,838.7	61.6	9,777.1	貢 20,483.025	寅(文政元) 1,331.4
2. 7— 2. 12	2	32	3,100	19.4	3,080.6	卯(〃 2) 359.4	
3. 1	1	13	1,283.1	8	1,275.1	辰(〃 3) 144.77	
3. 9— 4. 8	3	32	3,108.7	19.4	3,089.3	巳(〃 4) 360.44	
5. 4	1	20	1,960	12.3	1,947.7	午(〃 5) 237.38	
5. 12— 6. 7	4	44	4,280.1	26.8	4,253.3	未(〃 6) 518.65	
6. 12— 7. 9	2	16	1,576.3	9.9	1,566.4	申(〃 7) 198.65	
8. 3— 8. 12	2	14	1,369.4	8.5	1,360.9	酉(〃 8) 173.64	
10. 2	1	5	490.6	3.1	487.5	戌(〃 9) 65.25	
10. 12	1	2	191.9	1.2	190.7	亥(〃 10) 25.73	

文政10年2月仕切の支払は100斤につき手当銀30匁つまり146匁25、同年12月の分は同じく57匁21が加えられた。

り直増銀(二〇匁)ともに二〇七匁六分となつた。そして同九年より諸山銅一律に一〇〇斤について銀三〇匁の手当銀が加えられて天保元年にいたるが、手当分に対しても運上の上納は免除された。銅座の荒銅代銀等支払も文政二年八月に、従来廻着次第行われてきたが、銅座より払い下げる吹銅の月々の売出を止め、一年に三度に売り払うことになり、右の売払代銀をもって割り合わせて渡することにすると触れている。廻着荒銅はこれまでどおり廻着次第に銅座へ売り上げる手続をとつたが、代銀等の支払は時期によつてかなり遅れることもあつた。天保二年より増手当銀一〇匁、合計四〇匁となり、同七年に手当銀半減し二〇匁とし、同十二年より三〇匁、弘化三年より一〇匁増し合計四〇匁となつてゐる。

鉛運上は一ヵ年銀一〇〇匁と定められているが、銅運上は銅座売上代銀の六分五厘とされるから、内訳明細を銅鉛山支配人から津山役所へ届けたわけであり、納入あるいは運上計算は鉛運上とともに行われた。「諸用記」に寅(文政元)十二月二十三日付津山役人中井百平・中沢庸蔵の「当寅銅鉛運上口銀請取書」が收められているが、修史室にこの本文書と同日付の津山秤屋の勘定覧が保存されている

(口絵参照)。前者は、銅運上銀一貫三三一匁四分、鉛運上銀一〇〇匁、口銀四二匁九分四厘の請取書であるが、後者は次のように勘定している。

当札 一貫五二九匁九七

此銀 一貫四九五匁五七

内 一貫三三一匁四 銅運上

一〇〇匁 鉛運上

四二匁九四 口銀

二一匁二三 秤入用

口銀は銅鉛とも運上の三分と計算されるが、秤入用として二一匁一分三厘が計上されている。これによると、運上計算は正銀で行われるが、納入は藩札でなされ、幕府への上納(おそらく大坂御金蔵納入)はもとより正銀をもつてするから、秤入用の名で手数料を徴収したのである。⁽⁵⁾「諸用記」に「銅鉛御運上銀納方之事」として、運上・口銀・秤入用について記述している。運上銀高よりみて文政七年の分についてである。

一九八匁六五 銅運上

銅座御仕切銀三貫〇五六匁〇八七に六五を掛け一九八匁六四五となり、四捨五入する。

一〇〇匁 鉛運上

八匁九六 口銀

銅鉛運上銀合二九八匁六五、これに三を掛け八匁九五九となり、四捨五入する。

四匁四三 秤入用

銅鉛運上・口銀とも合三〇七匁六一、これに一四四を掛け、四匁四二九となり、四捨五入する。

計三二匁〇四

修史室架蔵の文書に、子十二月六日付の津山役人堀江建造の「去亥年出銅運上請取書」と、同日付津山秤屋の勘定覧がある。前者は銅運上銀九四匁一分二厘と口銀二匁八分二厘合計九六匁九分四厘の請取であり、後者は

当札一一〇匁 此銀一〇七匁五三

内 九六匁九四 銅山出銅御運上・口銀とも一匁四 秤入用

計九八匁三四

過 九匁一九 此当札九匁四

当札 九匁四 戻し

となつてゐる。これは亥年文化十二年分の運上で、銅運上銀九四匁一分二厘は六九一斤二分の増銀とも一〇〇斤について二〇九匁五分の代銀一貫四四八匁六厘四毛に対する六五掛け九四匁一分二厘四毛の四毛を捨てた銀額である。「諸用記」に文化十三年子三月「去亥年中出銅運上銀」とし、一一四匁六分一厘一毛を上納することを届けた覚を収めていることを述べたが、これは手当銀一〇〇斤について四五匁六分、合計三一五匁一分八厘七毛を加えた一貫七六三匁二分五厘一毛に六五を掛けた銀高である。三月の上納届書に対して、十二月の請取書は手当銀に対する運上を免除していく、かように変更されたものとみえる。なお、子正月十九日付の松尾直蔵の「鉛運上口銀請取書」があり、その高一〇三匁、これも文化十二年分の運上とみてよい。午(文政五)十二月九日付の三好平右衛門の「小泉村銅山出

「銅并鉛運上口銀請取書」は合計三四七匁五分の請取で、うち銅運上銀は二三七匁三分六厘である。

小泉鉛の大坂入荷は銅の箇数よりはるかに多量で、文化十二年九月二〇箇、同年十二月四〇箇で、これは住友稼行下の出銅としては最初の七箇とともにに入津し、翌十三年八月四〇箇が到着している。⁽⁶⁾

ところで文化十三年から小泉鉛その他の諸鉛から灰吹銀を吹き取ることが行われたようである。同年正月住友から銅座役所へあてて、近來の鉛は銀氣あるようにみられ、灰吹を試みたいことを申し出ている。すなわち鉛の元付値段が高く引き合わぬので種々吹方を勘弁したところ、この節鉛の性合が変わり銀氣あるように見受られ、灰吹を試み出灰吹銀があれば、定式の地売銅からの出灰吹銀とともに売り上げたく、小泉・大野の両鉛について銅座役人立会い灰吹を試みようというのである。三月六日両鉛の出灰吹銀を試吹のうえ、銅座買上値段を次のように定められた。⁽⁷⁾

小泉鉛一〇〇斤につき出灰吹銀四八匁八 代銀八〇目八六一

但し灰吹銀一貫目につき平均一貫六五七匁替

此訣六四匁六八九 増前灰吹銀一貫目につき平均割合一貫三二五匁六替之代銀高

一六匁一七二 灰吹銀一貫目につき平均三三一匁四之分

大野鉛四〇斤につき出灰吹銀一八匁 代銀二九匁二五

但し灰吹銀一貫目につき平均一貫六二五匁替

此訣二三匁四 増前灰吹銀一貫目につき平均割合一貫三〇〇目替之代銀高

五匁八五 灰吹銀一貫目につき平均三二五匁之分

右の灰吹銀代銀の値増しの内容については不明確なところもあるが、「小泉・大野鉛出灰吹銀売上」の帳簿による

と、文政四年十一月銅座役所御勘定飯田清七郎が吹屋中から納める灰吹銀の銀位が年々劣ることを指摘したころ、富屋彦兵衛が銀座役所金谷氏（喜右衛門）を訪い銀位上下の算当を教えられて、吹屋仲間へ披露したことを住友へ来て報告したが、その「灰吹銀売上之定法」は次のようであるといふ。⁽⁸⁾

出灰吹銀一貫目、此上銀九〇〇目（灰吹銀を上銀に直せば一割減）、この代の通用銀一貫二六〇目（上銀一貫目について通用銀一貫四〇〇目替）、増銀同三一五匁（上銀一貫目について通用銀三五〇目増銀）、合計同一貫五七五匁となる。しかし以後も出灰吹銀の銀位はおよそ五歩ほどの減に立つようと思われるといふ。五歩減の銀位とは灰吹銀一貫目が上銀九五〇目に相当する意味である。

上銀九五〇目の算当では、代は通用銀一貫三三〇目となり、増銀は三三二匁五となるので、この銀位の灰吹銀は一貫目につき一貫六六二匁五となる。前述の小泉鉛の出灰吹銀は一貫目につき通用銀一貫六五七匁替、大野鉛は同じく一貫六二五匁替で、上銀九三〇目ないし九五〇目に近い。

さて小泉鉛・大野鉛の試吹の結果により、十五日銅座は小泉鉛出灰吹銀一貫目について代銀一貫六五七匁、大野鉛出灰吹銀は同じく一貫六二五匁をもって買上方を告げた。これに対し住友からは山元の元値が高く、かつ諸雜用等も多くかかり、吹銀一貫目について代銀一貫七、八百目になれば一カ年の吹銀高を積ると通用銀三六貫目余も不足し、右の代銀ではその上になお八、九貫目ほど損銀が増し、「全躰鉛る灰吹銀取留候儀者此節新規存候儀ニ而、外類例も無之奉存候」ことゆえ格別の思召にて値増し買上方を願い、「此外追々諸山鉛も相試」売上げるよう務めると申し出ている。八月になつて銅座から「且亦鉛る含銀鑊取候者全ク新規存候ニ付」、出灰吹銀の位付によつて代銀を渡すほか、一貫目について銀二〇〇目宛を増し与えることを告げた。荒鉛からの灰吹銀取留が全く新規のことと国

益にもかかることと述べていることが注意される。

文化十三年閏八月に銅座から住友に対し、当年中小泉・越前大野両山の鉛からの出灰吹銀のおよその高の予想を書き出すよう指示があった。住友からは小泉は住友の經營ゆえ稼行を怠らぬが、大野の方は荷主が勝手に他へ廻し（文化十一年中に銅座の鉛一手買上と住友の吹方などの取扱は中止された）、住友が必ずしも買得せず、斤高・灰吹銀も減じたといい、当年中に住友から銅座へ売り上げる積り高は

一 灰吹銀	およそ二七貫五〇〇目	備中鉛六万斤より取り留
一同	およそ 二貫五〇〇目	越前大野鉛五〇〇〇斤より取り留
合計	同	およそ三〇貫目

とし、当盆前にいたつて市中の鉛相場が下落して一〇〇斤について銀四〇目も低く、山元損銀も増して当惑することを述べ、損銀融通の途が立ち稼行が続けられて「灰吹銀取留永年御国益ニ相成候様」銅座にて配慮方を願い、「左候ハ、此後外山出鉛追々相試御糺吹奉願上候而、灰吹取留相増候様出情仕度」といつてある。なお、翌文化十四年二月、住友からの銅座への届書によれば、子（文化十三）年中の出灰吹銀高として

一小泉鉛六万二七〇〇斤六	出灰吹銀二八貫八一七匁一九六
一大野鉛 五七〇〇斤	同 二貫五〇五匁一五
メ鉛 六万八四〇〇斤	同 三一貫三三二匁三四六
内 残り	二五貫五六六匁八 去子年中相納候分
五貫七五五匁五四六	但し小泉鉛九五〇〇斤余 大野鉛三一〇〇斤余

とあって「右者去る子年中出灰吹銀ニ而御買上可被下候」とあって、残り五貫七五五匁五四六は二月現在まだ買上のすまぬ分であるう。⁽⁹⁾

同年四月銅座から呼ばれて当年小泉鉛の出灰吹銀高の見積りを尋ねられたのに対して、官兵衛の名で提出した口上書に、去年も申したとおり、炭木が高価で鉛石の歩附が悪く元付値段が高く引き合いかねるが、灰吹銀売上は国益奉公の筋とし出情し、当年はさらにしだいに水鋪ともなり諸入費が夥しくかつ鉛価が下落し休山のつもりで、ただ「鉛々銀氣取留候哉者、外類例も無御座、甚殘心奉存候ニ付、何卒相続仕、当年も凡三拾貫目計奉売上度心願ニ而種々勘弁相尽し云々」⁽¹⁰⁾と述べている。さらに翌文政元年九月には山元の鉛元付値段はいよいよ高騰し引き合わぬので、休山の希望を銅座へも告げ、十一月にこれまでの出鉛中から取り留めた灰吹銀は売り上げることを届け、この後鉛相場もよくなれば稼行を続け、出灰吹銀を売り上げることを銅座・銀座あて報じている。

さて前にも一言したように、鉛から灰吹して銀を取り留めることは、従来あまり行われなかつたようで所見がない。文化十三年ごろ住友が小泉・大野鉛について試吹して以来、出灰吹銀を銅座へ、あるいは銀座へ直接売り上げることになつた。諸山鉛についても含銀量の多いものは、このころより灰吹が行われたであろう。文化十三年七月ごろ荒鉛相場は一〇〇斤について銀一八五匁ほどといわれるが、住友が銅座からの鉛価についての問い合わせて、鉛一〇〇斤について含銀四〇目ほどなれば鉛相場に影響はないとしている。越前大野郡中嶋村の大雲山は、岩井屋茂兵衛が稼行し、大野藩主の御手稼に移され、文化十二年から翌十三年春にかけて「相応ニ出鉛含銀も四五十五目程、仕当ニ合候」とあって、藩から住友へ出資を依頼している。以上によつて鉛においては四〇目内外、ないしはそれ以上の含銀がなければ鉛価に影響はないという。荒鉛の場合は当時一〇〇斤につき滴銀七匁以下では間吹物とよんで灰吹を行わず、

七匁以上の出灰吹銀があればその程度や減銅の具合が荒銅価に影響した。荒鉛の場合に、荒銅に比してはるかに多い含銀が要求されたのは、灰吹による荒鉛の消失が大であったことに関係がある。註(9)の例にもあるように、灰吹による荒鉛の消失は元鉛一〇〇斤について四〇斤内外である。「一番万覚帳」に、文政四年六月小泉板鉛と越後鉛を灰吹にかけ、減の程度を糺した例がみえる。

小泉鉛一〇〇斤につき減三五斤二、出灰吹銀一〇匁七二

越後鉛同 減三六斤八、同 六匁四

以上は含銀の少ない例であるが、燃鉛高が三五、六%余である。

文政二年四月住友吉次郎代貞助から銅座・銀座両役所へあてて「去寅年中小泉鉛・大野鉛の出灰吹銀皆済之分御買上被成下度」として、次の出灰吹銀高を届けている。

一大野鉛一〇二四斤九 出灰吹銀四五〇目四四四一〇〇斤につき
一 小泉鉛四五〇二斤四 出灰吹銀二貫〇六八匁二一二四〇〇斤につき

合計 五五二七斤三 出灰吹銀二貫五一八匁六五六
四三匁九五
四五匁九六

これは文政元年中の出灰吹銀は右の二貫五一八匁六五六の売上げをもつて皆済となると
いう意味である。辰(文政三)六月七日に文化十三年以来の小泉荒鉛高と出灰吹銀売上高の
届書がある(第10表)。鉛一〇〇斤について出灰吹銀四五匁九六の計算となつていて⁽¹¹⁾いる。

午(文政五)三月住友から吉次郎代芳兵衛の名で、小泉鉛五五〇〇斤、この出灰吹銀二貫
五二七匁八、一〇〇斤について四五匁九六宛、これをもつて去巳年小泉鉛一万八五五四斤

第10表 小泉鉛出灰吹銀売上高
(文化13年—文政2年)

年次	出灰吹銀 売上高	此荒鉛高
文化13	貫 28,817.196	斤 62,700.6
〃 14	27,116.4	59,000
文政元	9,628.712	21,050.2
〃 2	14,018.212	30,868

八の出灰吹銀が皆納となるものであるから、買上げを願うと届けている。すなわち右の出灰吹銀は、文政四年小泉鉛一万八五五四斤八のうち五五〇〇斤から灰吹したもので、この売上げにより同年分は皆納となるというのである。⁽¹²⁾

「小泉・大野鉛出灰吹銀売上」の帳簿に、午三月小泉鉛出灰吹銀として二貫五二七匁八を記し、次いで巳年中の売上げとして出灰吹銀八貫五二七匁をあげているが、これは小泉鉛一万八五五四斤八から吹き取ったものである。この帳簿に文政四年の七月・九月にそれぞれ出灰吹銀三貫目ずつ合計六貫目の売上げを記して、これには小泉鉛の註記を欠くが、午三月の二貫五二七匁八を合計して八貫五二七匁八となり、元鉛高一万八五五四斤八、一〇〇斤について四五匁九六の計算で、小泉鉛なることは明白である。なお「正月吉日文政四年年々記」に文政五年の分として六月・九月・十二月に芳兵衛から銅座・銀座へ買上を願いでた小泉鉛合計六貫五二七匁四の出灰吹銀合計三貫目で、一〇〇斤についてやはり四五匁九六の計算である。

さて「小泉・大野鉛出灰吹銀売上」の帳簿によると、まず子年（文化十三）の納入（売上）灰吹銀とその代銀・増渡銀について、第11-1表のごとくみえる。Aは灰吹銀一貫目について通用銀による代銀で、Bは同じく一貫目について通用銀二〇〇目宛の増渡である。前述したように丑（文化十四）二月住友吉次郎代官兵衛から銅座へあてて、前年中小泉・大野鉛出灰吹銀の未納分五貫七五五匁五四六の買上方を申し出ている。右の表では十一月の納分合計二一貫目で、官兵衛の願書で子年分の売上の済んだ分が二五貫五六六匁八とあるから、十一月以前の納分は四貫五六六匁八となる。以上、小泉・大野両鉛の出灰吹銀であり、内訳は前述したところである。次に文化十四年四月以来の同年分出灰吹銀の納入については、小泉と小泉・大野の鉛の二種の註記があつて、第11-2表のごとくである。前述の辰（文政三）六月七日の届書に、丑年の小泉荒鉛五万九〇〇〇斤からの出灰吹高二七貫一一六匁四の売上となつており、右の表の合

第11-1表 小泉・大野鉛出灰吹銀納入（文化13年分）

納入年月	灰吹銀納高	代銀	A	B	合計
文化13. 11	貫匁 15,500	貫匁 25,265	貫匁 1,630	貫匁 3,100	貫匁 28,365
11	5,500	9,080	1,651	1,100	10,180
14. 2	5,755.546	9,511	1,652	1,151.109	10,662.109

第11-2表 小泉鉛出灰吹銀納入（文化14年分）

納入年月日	灰吹銀納高	代銀	A	B	合計
文化14. 4.	貫匁 3,000	貫匁 4,950	貫匁 1,650	貫匁 600	貫匁 5,550
4. 26	3,000	4,950	1,650	600	5,550
5. 16	5,000	8,255	1,651	1,000	9,255
6. 17	2,000	3,302	1,651	400	3,702
12. 15	2,000	3,300	1,650	400	3,700
文政元. 3.	5,324.5	8,796.487	1,652	1,064.95	9,861.437
総計	20,324.5	33,553.487		4,064.95	37,618.437

第11-3表 小泉・大野鉛出灰吹銀納入（文化14年分）

納入年月日	灰吹銀納高	代銀	A	B	合計
文化14. 6. 6	貫匁 2,000	貫匁 3,300	貫匁 1,650	貫匁 400	貫匁 3,700
7. 1	4,000	6,616	1,654	800	7,416
9. 4	4,000	6,600	1,650	800	7,400
総計	10,000	16,516		2,000	18,516

計三〇貫三二四匁五から小泉分を控除した残り三貫二〇八匁一が大野鉛出灰吹銀売上高となる。なお、寅三月小泉出灰吹銀五貫三二四匁七五もつて丑年分皆納としている。

文政元年分納入のものに小泉の註記あるものとないものがあり、同二年分のものも同様であり、同三年分のものはみな小泉鉛出灰吹銀とあり、同四年分のものに註記あるものとないものがあり、同五、六年分のものはみな小泉鉛出灰吹銀とする。この註記がどこまで正確かは問題はあるうが、仮りに小泉の註記のない

九〇〇目を同一貫九六二匁に売つたことがみえ、これは別記されているが、灰吹銀一貫目について「貫一二三匁ないし二貫一八〇目に當り、すこぶる高値で売先も特別のものらしい。この分は表示より省いた。それはともかく文政元年の小泉・大野鉛出灰吹銀売上高は合計二二貫七一八匁六五六と計算され、そのうち小泉の分は八割ないしそれ以上と思われる。辰六月七日の届書に、寅年中売上高小泉の分九貫六二八匁七一一とあるが、これは銀座直売上分を除いたものであろう。文政二年中の分は、同三年二月二十二日、小泉鉛出灰吹銀三貫二一七匁二の売上をもつて「去卯年中皆済」とするが、この年分最初の四月十四日売上の三貫目は一貫目につき増銀とも通用銀二貫一〇〇目替とあり、

前年十月の売上銀とほぼ同値段である。これを加えると、同年の出灰吹銀売上高は一八貫二一七匁二となる。辰六月七日の届書によれば、小泉荒鉛出灰吹銀売上高は一四貫〇一八匁二一二とある。文政三年の分は四月十九日売上小泉鉛出灰吹銀二貫目をもつて「辰年初納」とし、翌四年六月五日納をもつて「去辰年皆済」とし、「辰年初納る皆納迄売上高」は合一〇貫五七〇目八、代銀一九貫三一五匁四二二と記される。文政四年分は前述したように、翌五年三月八日納の小泉鉛出灰吹銀二貫五二七匁八をもつて皆済とし、「巳年中売上」は合計八貫五二七匁八とする。文政五年分は翌六年二月二十七日納をもつて「午年中皆納」とし、「午年中売上高」は五貫七四五匁とし、同六年分は翌年三月七日納もをつて「未年中皆納」とし、「未年中売上高」は三貫七九八匁とし、「申(文政七)年中無之」として文政七年分は納ないことを記している。

さて文政五年以後の小泉鉛の出灰吹銀高は少なく、文政七年分のごときは納分なしという。小泉鉛一〇〇斤について出灰吹銀四五匁九六と、当時は滴銀の割合を定めていて、それより計算すれば文政五年分一万二五〇〇斤、同六年分八二六三斤七一、同八年分二五九七斤二一の鉛を灰吹したことになる。しかし文政五年から翌年にかけての産銅事

第13-1表 小泉荒鉛糺吹（文政5年8月・12月）

小泉荒鉛	貫 匁 160,000	此斤 1,000	斤 代銀2,220 匁
鍍	16,240	此斤 101.5	121.8
取白目	6,080	〃 38	79.8
戻り鉛	41,690	〃 260.6	482.11
灰吹銀	454.6		909.2
析出物合計			1,592.91
差引損銀(荒鉛-析出物代銀)			627.09
吹貢・炭代			108.07
損銀合計			735.18
小泉荒鉛	貫 匁 160,000	此斤 1,000	斤 代銀2,220 匁
鍍 銅	2,900	此斤 18.1	21.72
出白目	17,200	〃 107.5	225.75
灰吹銀	675.9		1,351.8
戻り鉛	82,400	〃 515	947.6
析出物合計			2,546.87
差引残銀			326.87
吹貢・炭代			120.98
残り合計			205.89
外ニ鉄道具諸用			11.85

荒鉛中から鍍・白目・灰吹銀を析出するが、その割合は糺吹ごとに出入が多い。灰吹銀についていえば、四回について荒鉛一〇〇斤につき、四七匁三二八、四五匁九六、四二匁一五、六七匁五九となっている。そして灰吹銀一貫目について代銀二貫目として計算している。鍍または鍍銅は間吹して精銅とする。文政五年十二月の小泉荒銅の銅座買上値段は一〇〇斤につき一八七匁六であるが、右の鍍は同じく一二〇匁と評価して

情は前年に比して衰えているわけではない。出灰吹銀の納分なしという文政七年分の小泉鉛について、同年の盈前に小泉からの登鉛が三〇〇丸あり、その後九月初旬ごろまでに六〇箇が廻着したという。丸も箇と同量であろうから、三万六〇〇〇斤ほどの小泉鉛が届いたのである。⁽¹³⁾

さて文政五年八月から十二月までに四回ほど小泉荒鉛の糺吹が行われたことが「二番万覚帳」にみえる。八月・十二月の二例について記すと次のようである（第13-1表）。

第13-2表 小泉鉛析出金属（文政5年分）

	(荒鉛 100斤につき)	(代銀)	(100斤につき代銀)
荒鉛	斤 36,108.2	匁 80,162.2	匁 222
銅	斤 5,231.3	斤 14,4878	120
取白目	1,519.2	4,2074	210
戻り鉛	11,409.9	31.16	185
灰吹銀	匁 20,313.27	匁 56,257	(1貫目につき) 通用銀 2貫目
小計		71,204.64	
吹貲・炭代等		5,740.44	
差引損銀		14,697.9	
荒鉛	斤 7,688.1	匁 18,528.32	匁 241
銅 銅	斤 475	斤 6.18	120
取白目	396.9	5.16	210
戻り鉛	4,107.5	53.43	190
灰吹銀	匁 5,008.7	匁 65.15	(1貫目につき) 通用銀 2貫目
小計		19,225.14	
吹貲・諸入用		1,010.99	
差引損銀		314.17	

いる。糺吹にあてた小泉荒鉛一〇〇斤について、最初の糺吹鉛は二三〇匁、他の三回の分は二三二匁の値段とする。戻り鉛は留粕から戻した正鉛であるが、一〇〇斤について一八三匁六一一八五匁八六、ほぼ一八五匁替としている。文政四年八月の荒鉛の大坂相場は一六八匁一一七〇匁ほど、同五年五月のそれは一六七匁一一八三匁（問屋口銀一匁半を加え）とある。正鉛は数匁高価であることが一般である。しかるに糺吹荒鉛の元値段を高くしているが、文政元年以来の住友から銅座等へ提出した口上書に、小泉鉛の元付代の過大なることを述べているが、元付値段をかように算定したのであろう。糺吹の結果の損得について、一〇〇斤について、第一回四七匁五の損、第二回七三匁五二の損、第三回七〇匁二四の損、

第四回二〇匁五八九の得(ただし鉄道具諸用一匁八五は別にあり)としている。

ところが文政五年正月から七月まで小泉荒鉛の登高を三万六一〇八斤二とし、析出金属と代銀の算当として次のように記している(第13—2表)。また文政五年から翌六年へ越年の荒鉛として七六八八斤一の析出金属の算当を行つてゐるが、これは前者の跡をうけたものとすれば、八月以後の前述糺吹をも含むものといえよう。これらによると、文政五年分の小泉鉛の出灰吹銀は二五貫目余にも達したように思われる。灰吹銀五貫七四五匁の売上をもつて文政五年分皆済というのは、その代銀勘定法からみても銅座納入だけを指すらしい。少なくとも文政五年ごろ以後の小泉鉛と出灰吹銀の調査に、なお今後の史料の採集と検討を必要としよう。

(昭和六〇、五、二稿)

註

- (1) 「文化十一甲戌役所書上勘定帳写」
(2) 「文化十三年丙子歲々帳」

- (3) 「二番万覚帳」

- (4) 「諸用記」、なお、入目については「若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上(一)」(『住友修史室報』第八号)に説明しておいた。

- (5) 津山藩札は銀百目・十匁・一匁・三分・二分・一分があつた。近世初期には、金銀の両替・秤量・吹替・鑑定などを當む業者を銀(金)屋・天秤屋などとよび、領主から當業特権を免許されたものを銀座・天秤座などといった。津山の天秤

屋については未調査であるが、天秤屋は秤を取り扱うというだけでなく、両替商的性格をもつものといつてよい。

- (6) 「文化九年壬申正月吉日万庭帳」文化十二年九月二十五日、十二月二十八日、文化十四年八月十六日。

- (7) 「文化十三年丙子歲々帳」子正月二十五日住友吉次郎願書、三月六日備中小泉鉛・越前大野鉛出灰吹銀御試吹之上御買上左之通

- (8) 「二番万覚帳」

- (9) 「文化十三年丙子歲々帳」文化十三子閏八月二十三日住友吉次郎御尋ニ付申上書、丑二月四日住友吉次郎代官兵衛 子年中出

灰吹銀覚。

文化十三年以來文政年間にかけて、諸山鉛の灰吹による灰吹銀取留の試吹が行われているが、「二番万覚帳」に記された分を例示すると次のようである。

文化十三年十二月 越前大野郡中嶋村大雲山鉛二〇斤 出灰吹銀九匁四 一〇〇斤当り四七匁

文化十四年二月 紀州鉛 三貫五〇〇目 この正鉛三貫二九〇目

一〇〇斤について六斤減

右の正鉛二〇斤 出灰吹銀一二匁二 一〇〇斤について六一匁(荒鉛一〇〇斤当り五七匁三四となる) 留糟二〇斤より戻り正鉛二貫〇八〇目 一貫一二〇目減(一〇〇斤当り三五斤減となる)

○目

一〇〇斤

について

六斤

減

〇〇斤当り四三斤一二五減となる。

文政五年三月 長州鉛 二〇斤 出灰吹銀一匁三 一〇〇斤当り六匁五

同じく長州鉛について六月の試吹で出灰吹銀一二匁八、八月の試吹で一九匁二となつている。

文政九年十月 豊後鉛 四貫八〇〇目 この正鉛二貫七三〇目 出灰吹銀一〇匁七 一〇〇斤当り三五匁六 また荒鉛一

(10) 「申正月吉日文化九年正月庭帳」 文化十三年閏八月二十七日、大野鉛

とは大雲山鉛を指すようにも思われるが、なお今後の検討をまつ。文化十三年八月ごろから大野藩では住友に同鉛山の稼行を求め住友も請負方を一時決意したが、九月には休山を決定した。

(11) 「文化十三年正月吉日年々帳」

(12) 「文政四年正月吉日年々記」

(13) 「文政七年正月吉日場帳」 文政七年九月四日

文政五年正月 生野鉛 三貫二〇〇目 出灰吹銀三匁六 一〇〇斤当り一八匁

同年同月 津輕鉛 三貫二〇〇目 出灰吹銀一匁四 一〇〇斤当り七匁

生野行

宮本又次

目次

近世の生野銀山

明治以後の生野銀山

五代友厚とコワニエ

コワニエと生野銀山

広瀬宰平とコワニエ

近世の生野銀山

昭和五十九年十一月二十四日朝、中國自動車道と播但連絡自動車道にて、生野町に赴く。豊田正雄夫妻と私の一家。生野町は播磨、但馬の分水嶺に位している。史跡生野銀山や鉱物標本の展示のある鉱物館を訪う。先に石見銀山を見る機会あり、今回は生野銀山を訪ねる機会をもててよかつた。生野銀山は大同二年（八〇七）にもとがあるというが、山名氏の末期から史料的にわかる。石州の金掘下財（坑夫）が来て、御切山（官林古城山）の内に間歩（坑口）を開いたのが天文十一年（一五四二）のことらしい。

山名祐豊^{すけとよ}がこここの城主となつたが、弘治二年（一五六六）家臣竹田城主太田垣朝延^{ともひぶ}の反逆で放棄して、出石に籠る。

朝廷は生野銀山を獲得した。天正年間信長が毛利を討つに先立つて、羽柴秀吉は生野銀山を收得し、山名氏の本拠出石城を攻め、ついに生野山は織田氏の管掌下に入る。本能寺の光秀の反逆で、ついに秀吉の手に入り、その家臣伊藤石見守が代官となる。関ヶ原合戦のあと徳川氏の手に移り、家臣間宮新左衛門（前名彦次郎）を銀山奉行として派遣する。売山制をとり、運上山で、一ヶ月間の運上（鉱税）の高を競い、その額で採鉱の認許を得て稼働する。

元和七年（一六二一）に藤川甚左衛門が生野銀山奉行として任命される。当時佐渡金山奉行の竹村九郎右衛門が補佐役として、ともに赴任してくる。竹村奉行が二カ年にわたって銀山経営の企画をする。元和八年には枡形・鉄山・三原・梓（あずさ）の木などが開坑され、繁栄する。直入山別名改山（ねいれやま あらためやま）という試掘鉱山も数カ所あり、好景況を誇る。

万治年間に失火あり、不振となつたが、延宝七年（一六七九）以降また挽回して盛況となる。元禄五年（一六九二）ごろ灰吹銀の量産あり、坑口諸役人も増加し、山主菊屋勘兵衛の稼行山は「御所務山」と称する最上級に指定される。鉱山を稼行する場合、断山（ことわりやま）と直入山があり、試掘を出願して認められ、鉱脈を探査するために期間を定めて稼行するものが断山である。この間に鉱脈を発見して鉱石を獲得する段階に到達し、以後採鉱を確かめて鉱税も負担する稼行期間が直入山である。断山が見込あると白札の下付を願い出て白札山となる。白札山・直入山のうち優秀な成績を挙げた鉱山に対し御所務山という名称が与えられたのである。出鉱量が減退するとまた直入山または廢山となり、御白札を返却せねばならぬ。そしてますます出銀量が多くなると、御所務山となつて、定詰の役人二人宛が昼夜詰切りで監督した。

千珠山師大野友右衛門、大盛山師足立太右衛門、若林山・蟹谷山を継承した丹後屋太田治郎左衛門を、生野銀山三山師と称した。

約半年で折田は去り、結局生野銀山は政府による直轄と決まり、すでに来日していた仏人の地質家コワニエ（コワネ、コワニア、コリエ、コワニーとも書く。François Coignet 1838—1902）を招聘し、朝倉盛明とともに生野銀山の近代的建設と操業を担当させた。月給八〇〇ドル。これ以後採鉱・冶金・医療の整備する段階で雇い入れた仏人は二三名に達した。約一年の短期のもつたが、九年余りに及ぶ長期のものもいた。

鉱石を製鍊するためには水が必要だが、竹原野村に水源を求め、約四キロメートルの寛水路を建設もした。明治二年八月生野県が設けられ、同四年十一月には豊岡県に併合される。暴民の蜂起あり、朝倉盛明は大阪を行っていたが、急ぎ帰り処刑する。飾磨・生野間に馬車道ができ、県道に「盛明橋」が架かる。明治九年五月、生野鉱山機械落成、工部卿伊藤博文、工部大書記官末松謙澄が臨席する。その翌十年一月に仏人コワニエは解任される。十一年五月二十八日に満期帰国。

明治十六年、名称を生野鉱山局と改め、十八年十二月工部省廃止に伴い、十九年四月大蔵省の所管となる。生野銀山では順次諸機械を入れ、鉱脈の有望が確認されると、明治二十二年四月一日宮内省に所属せしめ、御料局生野支庁と改める。

明治初期から工部省時代は西洋技術を入れて、それに指導的任務を負わしたもの、大蔵省時代は貨幣材料供給源としての役割をもたせたものだが、宮内省時代は高率の利潤収取が目的であったろう。現在史跡生野銀山入口に移されている工場正門には、幾つかの菊紋章が刻まれている。

明治二十九年御料局は生野・佐渡両鉱山および大阪製煉所を民間に払い下げることにし、生野町地元民に対し御下賜金を下賜し、明治二十九年九月入札の結果、岩崎久弥の経営する三菱合資会社によって、新しい軌道を進むことにな

る。大正七年三菱鉱業株式会社を新設してこれに移されたが、昭和二十五年財閥解体によつて太平鉱業株式会社となり、同二十七年三菱金属鉱業株式会社と改める。しかし地下資源の低下で経営は最悪となり、昭和四十八年三月、ついに採鉱部門を廃止して歴史を閉じることになる。

いま生野鉱山の遺跡は博物館として展観されている。江戸時代の旧坑では、坑夫一人やつと通れる旧坑道が残されている。旧坑や露頭が約一〇〇メートルにわたつて散在している。また現代の坑内作業を人形で示している。資料館には江戸時代の雁木がんぎ、梯子はしこ、竹樋（坑内の水を汲み上げるポンプ）、製煉に使つたふいごが展示されている。

五代友厚とコワニエ 五代友厚の引連れた薩藩のヨーロッパ留学生については、すでに私の詳説したところである（拙著『五代友厚伝』）。五代はパリにあつてモンブラン（Montblanc）に会い、万国博覧会への出品を承諾し、商社説立を策した。五代はひとまず帰国することにし、万国博の特派使節には岩下方平が派遣される。しかし日白合弁商社はうまく行かず、その間薩英戦争で薩摩にも政策転換あり、しかもモンブランは契約を迫り、慶応三年八月、渡仏使節岩下方平はモンブランを伴つて帰国することになる。

かつて五代が連れて行つた遺欧医師留学生であつた田中鷗洲（朝倉盛明）とともに、モンブランと鉱山技師コワニエが連れ立つてくる。薩藩は五代に命じてモンブランを、密貿易商人として著名な浜崎太平次方に軟禁することにする。コワニエは薩藩の依頼でモンブランが伴つてきたものらしいが、慶応三年十一月には薩摩に来て、領内の鉱山を巡視している。

五代は慶応四年新政府に仕えて、外國事務局判事、外國官權判事に転任すると、モンブランをも起用して、神戸事

件・堺事件の解決にのってもらつていたし、丁度会計官所屬の鉱山局（旧銅会所）が大阪にあつたので、おそらく五代の推挙であろう、コワニエは鉱山関係のお雇第一号として、鉱山師及鉱山学校教師として、明治元年九月二十八日には生野鉱山に着任することになる。朝倉盛明（田中鶴洲、また勢洲）はモンブラン、コワニエの来日に連立つて帰国したものだが、このときコワニエの通訳として生野鉱山に入り、会計官鉱山司判事、工部省大技長、生野鉱山局長となり、二十二年四月下野している。その没年は不明である。

コワニエは薩摩が雇つていたのを、改めて政府がお雇い技師にしたもので、契約は大阪でなされ、年給は九千ドル（洋銀九千枚）であった。コワニエは直ちに生野に赴き、朝倉盛朝とともに詳しく述べの状況を点検した。

コワニエと生野銀山　コワニエはすでに維新前に薩摩藩の雇う人物であったが、それを改めて新政府がお雇い技師にしたのである。

山師丹波屋足立太右衛門の稼行する太盛・天授の二坑も官に献呈されていたが、これは民心動搖したので封鎖した。先に五代友厚の推挙もあつたらしいが、会計官判事試補斎藤篤信斎の建議もあり、フランス人地質家セアン・フランソワ・コワニエを鉱山師として検討させ、起業を鉱山司判事試補朝倉盛明（静吾）に督せしめたという。政府は明治元年十二月に官営会計官鉱山司生野出張所をおく。

コワニエは直ちに生野に赴き、朝倉盛明とともに詳しく述べの状況を点検する。新しく機械の導入をしたいと決心し、大阪でそれらの機械を輸入することにする。

それと同時に生野各坑の鉱石の分析試験を進める。金が多く含有されていることを知り、金・銀の採取を中心にする

ることにし、まず四一五トンの鉱石を処理する小型機械を設備することを考える。明治二年二月にアメリカに注文を出す。明治三年にはフランス人セボースを地質調査のため雇い入れる。機械の到着据付で明治四年ごろには若干の成績を上げる。

コワニエ設計による器械・熔鉱炉の製造を明治二年正月、横須賀製鉄所に命じた。七月八日大蔵省所管、八月十一日には民部省に再転する。明治三年一月一日、横須賀製鉄所委嘱の熔鉱炉および付属の機械が完成し、三月にはアメリカへ注文した銀鉱製煉の小型器械も設置終了する。三年八月金沢藩製鉄所に依頼した鉱山器械歯車ハラヌスなど七品が完成し、送付される。明治三年五月英國製鉱所E・H・M・ガワールを雇い、明治三年七月英國機械及び製鉱所ゼームス・スコットを雇用し、ともに佐渡鉱山詰とした。佐渡金山では英人ガワーが鍋混汞法を用いていたが、生野銀山でもコワニエがこの混汞樽の方法によつていた。

三年閏十月二十日、工部省がおかれ、工部省生野出張所と称し、四年八月十四日省中に鉱山寮をおき、出張所を支所と改称した。器械を一〇倍にし、坑夫職工の増員をきめる。

コワニエは生野を模範鉱山にしようとの意見をもち、明治二年早くも生野学校をつくる。岡・広島・大聖寺などの諸藩生徒を送つて鉱山に就学させる。しかし経費の不足で明治五年には一五人の卒業生を出しただけで中止となる。

コワニエは蒸氣力の導入よりも水力の利用を考えて、鉱山動力として横型水車を設備する。しかし用水の冰結で、一時は蒸氣機関をも使う。コワニエは満期になつても雇の継続を続け、九年九月三十日満期、以後月雇となり、十年一月に解雇となる。十一年五月二十八日帰国した。当時生野にあるフランス人は延べ二人であつたが、病没者もあり、苦労は多かつたらしい。コワニエの解雇後十六年九月、生野鉱山局と改称し、朝倉盛明が局長となる。

コワニエの在任中、文明開化の雰囲気がここを中心見られる。例えばのちに建築家として名声をあげた野口孫市は姫路の清水に生まれ、姫路藩士野口野の息子だが、父が維新後生野に赴任し、コワニエや鉱山技師ムーセと交わり、西洋風を学び、孫市も生野によつて洋風の生活を知り、のち長じて東大の造家学科に入り、辰野金吾に学び、住友の建築技師となつて多くの洋風建築を完成している。

島津家ではコワニエの後任として、コワニエの推薦によつてポール・オジエを呼んで、オジエは日本に来る。伊藤博文は参議工部卿としてオジエを雇つたらしい。コワニエは一八七七年の初めに帰国し、同年の七月にオジエが日本に着いた。そこに手紙のやりとりがあつた。二人ともフランスのサン・テチエンヌ鉱山学校の出身である。かつてコワニエはフランスにまだオジエがいたときから、種々の薬品や機械の買入れを頼んでいる。コワニエは鉱石を碎いて混汞法を用いていた。明治九年に設備を完成し、鉱山混汞所に三二基の混汞樽を設置している。オジエはコワニエが生野銀山でやつた方法を山ヶ野でも用いている。オジエは日本に来て薩摩に赴任する前に、生野銀山を視察している。コワニエは生野で莫大な設備をなし、それほど収益が上らず、不評判なこともあつたらしい。

コワニエは帰国後イゼール県のラ・テラスという鉱山に勤務していたが、のち鉱山技師をやめて、リヨンの町に引込んでいる。またオジエは一八八二年に帰仏したらしい。

広瀬宰平とコワニエ 普ねく知られるように維新時あたり住友の窮状は相当なものであつた。別子の買請米停止事件あり、ついで川田小一郎による別子山差押えがあつた。銅山の総支配人広瀬宰平は川田の寛大な処置をとりつけて慶応四年四月、銅山の経営は当分従来どおりとなる。宰平は西洋技術には予てより深い関心をもつていた。新政

府から鉱業の経験家として政府のために働くように命ぜられる。明治元年九月から二年四月までと、四年四月から五年一月までの二回であり、とくに二回目のときには生野鉱山で仏人コワニエの下で関係している。コワニエの技術を勉強してよいところは別子でも早速応用しようとの考え方からであった。

宰平は明治元年九月、太政官鉱山局の命に従い、わが国鉱業開発のため政府の雇つたコワニエに随つて生野鉱山・中瀬鉱山を視察し、実地に洋式の稼行方法を見る。ついで鉱山局の梶川鉄助とともに伊豆の金山を巡視して智見を広める。翌二年一月別子に帰山すると、諸事の革新の方針を示す。明治四年四月には鉱山寮（のち鉱山司）の命により生野鉱山に出仕して、コワニエの指導を受け、翌五年一月まで朝倉盛明の下に属して、採鉱の実習に従つている。明治五年宰平はコワニエと朝倉盛明を別子に招き、その改善策をとつている。

宰平はすでに当時住友の最高幹部であり、別子の支配人であったが、その衿持を棄てて稼人達にまじつて坑間に入り、刻苦精進していたのである。この前年明治三年、住友家は西洋の鉱山用機械を別子に据付ける計画をたて、政府に一〇万円の融資を出願している。また造幣寮の買上銅の直段が低廉であるとの理由で、政府の給米代金六万両の十カ年崩済を歎願している。思いきつた計画で政府の貸出しを迫るのは、住友家あるいは広瀬の逞しい心構えであろう。広瀬は生野を下りる時、仏語に巧みな朝倉盛明を通じて、コワニエの別子来山を求めている。コワニエは快くその依頼を諾し、五年九月住友家長の名でその派遣方を正式に鉱山寮へ出願し、十月官許を得、翌六年六月別子へ行く。コワニエはあまり長くは滞在しなかつたが、将来の稼行に資すべき多くの示唆を残した。鉱石の処理によつて硫酸を製造することと、湿式製錬法の採用とを勧めた。

すでに明治三年閏十月、別子買請米代延納方を出願したときにも、西洋の土質学家を雇入れたいといい、五年七月

に外人技師の雇用、洋式機械の設備方を再願していた。コワニエの別子派遣も、外人雇用の下準備として許可されたのであつた。

宰平は横浜に行き、住友と取引関係のあるフランス、リヨンのリリエンタル会社横浜支店長カイゼル・メハル（ガイセン・ハイメル）に、外人技師招聘の斡旋方を頼んでいる。この結果パリ在住のフランス人鉱山技師ルイ・ラロックを雇傭することになる。これはコワニエの別子視察の数カ月前であった。

宰平はラロックの働きを期待し、ラロックもまめに働き、別子銅山の設計書を作る。その要点は東延斜坑を開鑿すること、惣開に洋式の精錬所を建設すること、銅山と惣開の間に新しく道路を作ることの三点であった。この意見に基いて宰平は自分の考えを加え、第一トンネルや小足谷疏水道などを開きはじめる。しかし三年の契約期間が過ぎると延長にはせずにあつさり解雇した。その代りに塩野門之助と増田芳造の二人を、採鉱学と冶金術とを勉強させるためにフランスに留学させている。つまり外人技師だけに頼らず、日本人の鉱山技師を養成して、別子銅山を開発しようととしたわけで、この当時外人に経営までも任せたために失敗した鉱山が多かつたのに比べると、よい対照であった。コワニエとラロックの別子山との関係はまだまだ書きたいが、これは次に別子山をたずねた時に印象記に書くことにして、ここでは割愛しておく。

参考文献

『生野銀山史の概説』（シルバー生野、昭和五十六年）

川崎茂「生野銀山」（『日本産業史大系6 近畿地方篇』所収、東京大学出版会、一九六〇年）

宮本又次『五代友厚伝』（有斐閣、昭和五十六年）

ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料御雇外国人』（小学館、昭和五十年）

コワニエ『日本鉱物資源に関する覚書』（石川準吉編訳、羽田書店、昭和十九年）

矢島祐利『コワネ文書について 鉱山技師コワネとオジエの新資料』（ユネスコ東アジア文化研究センター、一九七〇年）

広瀬宰平『半世物語』（復刻版、住友修史室、昭和五十七年）

「御用諸山銅糺吹留帳」について

今井典子

「御用諸山銅糺吹留帳」（以下「糺吹留帳」と略称）は、明和三年（一七六六）に設置された第三次銅座（明治元年大坂銅会所、続いて鉢山局と改称）のもとで、大坂の銅吹屋仲間のうちから任命された糺吹師が行なつた、荒銅の糺吹きの結果を書き留めた記録である。記載の年代は、明和三年から慶應三年（一八六七）にわたつており、銅座のもとで糺吹きが行なわれた全期間にあたる。表紙に「文政五年」とあり、この年（一八二三）、新たにこの帳面を作成してそれより前の分をまとめて記載し、以後書き継いだようである。文政五年に、當時廻着のあるすべての銅の糺吹きを実施したことがきつかけになったのかもしれない。

糺吹きは銅の品位を鑑定して値段を決めるために行なわれる。方法は銅吹屋が通常行なう精鍊（間吹あるいは南蛮吹）と同様であるが、特に細心に行なう。検査の項目は後掲本文中にあるように、吹減、燃鉛、出自目・灰吹、出鉛、焊鉛である。「糺吹留帳」には、荒銅一〇〇斤あたりのそれらの数字が記されている。

吹減 荒銅と得られる精銅との差で、銀・鉛・白目のほか、不純物が除かれる分である。

灰吹 南蛮吹によって得られる灰吹銀で、これが銅の値段を決める大きな要点になる。滴り銀（垂銀、足銀）とも

いう。出灰吹銀が七匁以上あると、その銅は鉢物とされて、銅吹屋は南蛮吹(2)を行なうが、それより少ない銅は間吹物とされて、銀を絞らない間吹を行なうことになる。⁽²⁾出灰吹銀七匁が、当時銀採取の採算点であった。

燃鉛 南蛮吹の場合に、銅に加えた鉛を後に回収して、減少している分をいう。鉛に銀が含まれていると、銅中の銀とともに抽出されるが、鉛の減少は主として酸化・揮発による。

出白目・出鉛 荒銅に含まれている鉱物で、当時の精錬によって分離されるのは、銀のほかは白目と鉛である。

白目については後述する。

焊鉛 南蛮吹の場合に銅に加える鉛のことで、滴り銀の多少によって加減することは、後掲本文中に記されているとおりである。合せ鉛、差鉛、焚鉛などともいう。

見積り 荒銅の廻着高が少なく、あるいは継続する見込みのない場合、糾吹きをせず、見積りで値段を決めることがある。糾吹師が類似の銅を見立てて鑑定する。

糾吹師について 明和三年六月、住友が糾吹師に任命されたことが「垂裕明鑑」に見える。もう一軒の糾吹師の判明するところは次のとおりである。⁽³⁾

?

—寛政十二年閏四月

大坂屋助藏

寛政十二年閏四月—享和三年十月

大坂屋三右衛門

享和三年十月—文政十三年十二月

大坂屋助藏

天保二年正月十

?

熊野屋彦次郎

？(嘉永二年十二月以前) —

大坂屋又兵衛

糺吹きの経費は銅座負担で、糺吹師には、太儀料一ヵ年銀三〇〇目と町役一軒分御免の特典が与えられた。ただし間吹・南蛮吹両様の糺吹きをして、その結果、間吹物であると判定された場合の南蛮吹の経費は、はじめは糺吹師の負担であったが、寛政四年(一七九二)八月、これも銅座負担になった。

白目について 白目が銅に含まれていると、南蛮吹によつて、銅から貴鉛(含銀鉛)とともに分離される。その際、貴鉛と白目とが混合しないよう注意することを「鼓銅図録」は述べている。後掲第1・2表中で、白目を含む銅は次のとおりである。

会津谷沢銅 下野足尾銅 越前棹かね・細野銅 飛驒山之口銅・和佐保銅 紀伊楊枝銅 丹波榎原
銅・逢見坂銅 但馬生野白目交り銅 石見銀鍔銅・精鍔銅・笛ヶ谷銅・朱色銅・大上銅・宝盛銅 播磨犬
見銅・樺坂銅 美作土生銅 備中北方銅・小泉銅・吉岡銅 長門蔵目喜銅・長登銅・並之銅・長州銅

これらのうちでも特に石見・長門・越前の分には、荒銅一〇〇斤中三〇斤以上の白目を含むものが多い。

白目は銅から採れる出白目のほか、山元から白目として送られてくる山白目があり、「年々記」に、秋田白目⁽⁴⁾・大野白目・多田白目・紀州白目などの廻着・入札の記事が見えるほか、文化十年(一八一三)十月、天草産白目鉛を試吹きして長州・豊後より出る馬之歯白目同様と認めた記事、同十四年九月、松平大膳大夫(長州藩)屋敷に廻着の白目を見分して「石州目詰白目同様ニ而、取白目タ一位下品」と判定した記事がある。また生野でも山白目の产出があつた。⁽⁵⁾銅座は山白目の取引きには、はじめは必ずしも干渉しなかつたが、荒銅と紛らわしいこともあるため、天保六年

(一八三五)六月、銅吹屋仲間に對して、以後相対をもつて買ひ入れることを禁じた。銅と紛らわしい白目を糸吹師が見分して、白目に相違なしと判定した記事もある。⁽⁶⁾白目は銅とよく似ていたらしい。

次の記事(天保九年)は、白目の用途について示唆を与えるであろう。⁽⁷⁾

一 近年銅氣勝之品相廻り候分左ニ

一 紀州白目 一 秋田白目

一 越前鎮鑑

一 多田白目 是も少々宛相廻り候よし

右者火鉢・仏具類、鑄物師・鎮鑑屋・鏡屋等ニ而吹潰候哉之等ニ御座候、右等之類、無急度取調ニも相成候ハヽ、
御取締ニ相成可申哉ニ奉存候事

右之段御尋ニ付申上候、以上

戌三月

出自目は享和三年(一八〇三)から銅吹屋仲間が一手に買ひ受けて売り捌いた。買ひ受け値段は一〇〇斤につき、はじめ銀二二〇目、文政二年から二〇〇目、天保十四年から二二〇目である。白目の含銀は、銅と同様の南蛮吹によつて抽出し、白目一〇〇斤につき八匁まで(文化十年から八匁二まで)は、銅座へ無償上納した。

白目というのは、銅に、当時の技術では分離できない少量の鉱物(鉛・錫・亜鉛・アンチモン・砒素など)がいろいろの割合で混合した、白味を帶びた金属であったのではなかろうか。

「和漢三才図会」に白鐵(びやくろふ・しろめ)があり、鑑石(しんちゅう・ちゅうじやく)の項に「一種真鑑に似て略白色なる者有り。俗に呼んで白美(志呂美)と名づく」がある。これらは銅吹屋の扱う白目とは別のもののようにあるが、

どちらも広く「しろめ」と呼ばれるものに含まれていたのかもしれない。なお白目銭と呼ばれた錢貨もある。

前述のように糺吹師は二軒あるが、「糺吹留帳」は住友だけの分ではないことは確かであるものの、「糺吹留帳」⁽⁸⁾にない糺吹き・見積りが若干あり、判明するのは次のとおりである。

享和三・八・二十八 備後荒谷銅見積り

文化十三・七 丹州成松銅見積り出願

文政二・二・二十七 土州安居銅糺吹き

文政六・七・二十七 弘盛銅見積り

天保元・三・十二 吉岡床銅糺吹き

天保四・七・二十五 多田向井銅見積り買上げ出願

天保十・七・四・十一・四 越後河内谷銅見積り買上げ願

嘉永元・四・一八 奥州打沢銅見積り

嘉永六・五 石州宝盛銅見積り

嘉永七・正・十九 信州赤芝銅見積り

安政四・九・一 土州田之口銅糺吹き

万延元・五・十三 大野白目交銅見積り

元治元・十一 三光床銅糺吹き

慶応元・四

三光床銅糺吹き

これらが「糺吹留帳」に記載されなかつた理由や、外にどの程度記載のない分があるのか、今のところよくわからぬが、糺吹きの頻度や産銅名からみて、「糺吹留帳」に載つてゐるのが全体に近いものと考えてよいとはいえる。次に「糺吹留帳」の全文を、表示形式を交えて掲出する。第3表には国別の索引と産地の現在地名を、判明する限りで表示した。

註

- (1) 「年々記」文政五年閏正月。
- (2) 「年々記」嘉永二年八月二十日。
- (3) 「年々記」各所。
- (4) 秋田の「白味」は銅から抽出して悪銹銅を交吹いたものといわれる(『秋田県史』近世編下、四五七頁、昭和四十年)。なお『秋田県史』は「白味」を錫としている。
- (5) 小葉田淳『日本鉱山史の研究』(岩波書店、昭和四十三年)
- (6) 「年々記」弘化二年五月二十八日、多田白目。嘉永七年二月四日、紀州白目。
- (7) 「年々記」天保九年三月。
- (8) 元治元・慶応元年の三光銅糺吹きは、小葉田淳「若狭三光銅の大坂廻送と銅座売上(一)」(『住友修史室報』第九号、昭和五十八年三月)。外は「年々記」に拠る。

(^{素紙}
文政五年)

御用諸山銅糺吹留帳

明和四亥年、銅座御役所より焊鉛之儀、御尋ニ付、申上候書附左之通

乍恐口上

一 諸向荒銅御糺吹之節、焊鉛之儀、向後定法相究奉申上候様被仰付、奉畏候、焊鉛之儀、得と相調ネ、元銅より留
粕・正鉛迄焊通四步減之積りを以、是迄滴銀定法之分、并再御糺吹之節焊鉛合方左ニ奉申上候

覺

一 滴銀拾三匁以下

燃鉛七斤

此鉛貳貫八百目

一 同拾三匁又武拾目迄

同 八斤

此鉛三貫貳百目

一 同貳拾目又三拾目迄

同 九斤

此鉛三貫六百目

一 同三拾目以上

同 拾斤

此鉛四貫目

メ

右之通相究申度、尤滴銀四拾目内外之物并新山出銅之儀者、其時之見積りを以、御伺可申上候、此段以書附奉申上
候、以上

明和四亥年七月十八日

銅座最初

諸山荒銅定例書上

但銀座加役銅座糺吹之定

羽州秋田	吹減六斤
一 小沢荒銅	灰吹拾壹匁又弐分
	燃鉛七斤
羽州	吹減六斤
一 同板木銅	灰吹拾八匁又弐分
	燃鉛九斤

(中略、第1表に表示)

右是迄銅座最初之分、不残吹銅迄百斤当り定法也

明和三丙戌年七月より銅座御糺吹定例

飛州	明和三戌七月	同十一月	吹減三拾八斤五步
一 山之口荒銅		津輕	灰吹四拾五匁四分
	燃鉛八斤五步	一尾太銅	出鉛七斤五步
		(朱書)「焊鉛百斤当式貫目」	

(下略、第2表に表示。以下末尾まで同じ形式の記載が続くが、途中寛政十年の箇所に白目罐返しの記事があり、次に掲げる。この白目は「年々記」に依ると、石州大上銅出自白目である。)

一午三月
一日罐返シ糺吹

一 出白目百三拾九斤八步

差鍍銅六拾斤弎步

弎武百斤

焊鉛留粕六貫百五拾四匁、此正鉛四貫目

出白目九拾三斤八步七五 差引四拾五斤九步弎五減

出鉸銅九拾四斤九步六弎五 内六拾斤弎步差銅引 残三拾四斤七步六弎五出鍍銅

留粕三貫四百目 此正鉛弎貫弎百拾匁 元鉛四貫目 差引壹貫七百九拾目燃減

(中略)

〔裏表紙
住友吹所〕

出灰吹銀弎拾四匁

此斤拾壹斤壹步八七五

第1表 銅座最初諸山荒銅

国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目
羽州秋田	小沢荒銅	6 斤	11.2 夔	7 斤	
羽州秋田	板木銅	6	18.2	9	
羽州秋田	三枚荒銅	6	14.3	8	
羽州秋田	楨沢銅	6	13.7	8	
羽州新庄	永松平銅	5	17.7	8	
羽州新庄	永松床銅	6	31.5	10	
羽州新庄	永松鎌銅	5	22.6	9	
但州	生野銅	6	7	7	
但州	明延銅	7	7.1	7	
但州	瀬谷銅	11	9.3	7	
播州	枯野木銅	6	18.7	8	
播州	勝浦銅	6.5	12.3	7	
播州	金堀銅	6	31	10	
播州	寺谷銅	5.5	19	7	
播州	犬見銅	12	29.3	9	
播州	小畠銅	6	13.7	9	
播州	桃坂銅	7	19.05	8	
丹州	笛木銅	6.5	13.6	7	
摺長州	谷寺銅	8	12	7	
長州	藏目喜銅	6	38.8	11	
長州	藏目喜重印銅	10	28.36	9	
石州	大上銅	32	20	9	25
石州	赤封印銅	13	8.4	7	
石州	赤封々印銅	9.5	14	8	
紀州	永野銅	6	6	7	
紀州	平野元山銅	6	5	7	
越前州	大野銅	5.5	10	7	
但備中州	田淵銅	8	25.6	10	
但備中州	北方銅	9	21	9	
但備中州	吉岡平銅	5.5	29.1	9	
但備中州	吉岡床銅	16	49.5	11	
丹州	式ツ尾銅	15	間吹物		
摺州	大重銅	7	34.1	11	
摺州	多田銅	4.5			
奥州	熊沢銅	6			
奥州	鹿瀬銅	9			

(次頁へつづく)

国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目
奥州	黒沢銅	11 斤	匁		斤
勢州	治田銅	7			
若州	三幸銅	7.5			
紀州	尻見上鉱銅	6			
因州	因幡銅	8			

第2表 銅座糺吹

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
明和 3. 7	飛州	山之口荒銅	7 斤	匁 22.12	8.5 斤		貫目
3. 11	津軽	尾太銅	38.5	45.4		鉛 7.5	2,000
3. 11	津軽	尾太□銅	11.5	24	4.5		2,000
3. 11	石州	銀鍍銅	32	23.933		鉛 1 白目 9.5	2,800
3. 11	石州	精鍍銅	19	16.1	0	白目 5	2,000
3. 5		藏目喜銅	20.1	24.95		鉛 13.2 白目 9.5	
3. 11		吉岡平銅	3.9	22.8	10.3		3,200
3. 11		吉岡床銅	13	31.7	14.2		4,500
4. 正		吉岡平銅	4.5	25.85	9		3,200
4. 正		吉岡床銅	15.5	41	11	白目 4	4,500
4. 3	会津	谷沢銅	12.5	9.2	8.5	白目 2	4,500
4. 5	作州	土生銅	10	21.6	9	白目 1	4,500
4. 7	豊後	佐伯銅	56	2.7	4.9		1,500
4. 7	長州	長登銅	47	1.6	6	白目 43	2,500
4. 7	長州	並之銅	68		6	白目 66	2,500
4. 7		北方銅	8.5	28	8		3,200
4. 7	但州	瀬谷銅	11	8.65	7		2,800
4. 8	津軽	尾太△銅	32.6	48.35	10		2,000
4. 8		津軽□銅	13	27.65	5		3,000
4. 11		藏目喜銅	23	32.55	1.5	白目 2	3,200
5. 6		佐州鉱銅	15.5	32.2	3.5		3,600
5. 8		尾太△印銅	41	50.2		鉛 15	1,800
5. 8	石州	大上銅	42	7.54	13	白目 37	3,200
6. 6		三幸銅	5.2	2.755	7.8		
6. 6		南部平銅	5.9	3	8.2		
6. 6		南部床銅	3.9	5.1	7.2		
6. 7		枕坂金銅	13.5	61.2	15	白目 4	6,000

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
明和 6. 7	播州	大印銅	9	34.1	11	斤	貫目 6,000
6. 8	仙台	大森銅	9.5	7.7	9		2,800
6. 8		藏目喜銅	23.5	26.65	6.5	白目 5	4,200
7. 2	飛州	山之口銅	29	29.26	11.5	白目 17.5	3,800
7. 3		大上銅	17	19.95	11	白目 11	3,200
8. 4	摂州	大重銅	4.5				
8. 4	日州	日平銅	34.3				
安永元. 正	日州	日平銅	65.6				
2. 6	上州	赤沢銅	7.5	27	9.5		2,800
2. 6	上州	十印銅	12.5	18	9.5		
2. 7	奥州	滑滝銅	8				
2. 8	羽州	松沢銅	20.3	10.7	7		3,400
2. 9	丹州	細谷銅	7.2	39.3	12		4,200
3. 4	甲州	常葉銅	6				
3. 5	芸州	岩淵銅	26	64.7	9.5		1,800
4. 7		尾太力印銅	25	31.1	3		2,000
5. 6	仙台	花淵銅	6.3				
5. 7	会津	八田蟹銅	8.3				
6. 3	摂州	長谷銅	6.5	19.6	10		3,500
6. 3	芸州	深川銅	15.5	20.8	11.1	白目 7.5	3,600
6. 4	石州	勝地山銅	21.5	34.5	5.2		3,600
7. 閏7	長州	方便銅	9	55.8	7		3,200
7. 11	長州	深川銅	55		10.5	白目 46.7	3,600
8. 5	加州	弘盛銅	6.5				
9. 11	摂州	長谷銅	7	18	9.3		3,500
天明元. 5	野州	足尾銅	26.9	5.649	14.5	白目 17.2	
2. 7	備中	小泉銅	68.1	94.543		鉛 13.6 白目 6.8	3,000
2. 10	江州	石部銅	8.3	26.2	9.5		3,500
3. 2		吉岡床銅	15.3	39.5	11.9	白目 2.1	4,500
4. 6		佐州銅	8.7	87.2	10.1		4,000
4. 7	備中	大深銅	10.4	33.9	12.1		4,000
4. 8	会津	品ヶ谷銅	5.4				
5. 6		日平銅	55.3(棹銅迄) 56.3(小吹迄)				
6. 3	石州	笛ヶ谷全銅	43.2	7.8	12.9	白目 12.5	3,500
6. 3	石州	匂銅	16.1	0	6.1	白目 10	3,200
6. 5	和州	吉野紫園銅	4.5	4.2	10.1		
6. 10	摂州	樺坂銅	2)	9.9	46	白目 4.6	5,000

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
天明 6. 閏10	会津	小岐銅	斤 10.1	匁 22.9	斤 7.8	斤	貫自 3,000
6. 11		笛ヶ谷畠銅	34.8		9.1	白目 32.3	3,200
6. 12	攝州	榎原銅	3) 6.8	38.2	9.6	白目 2.1	
7. 7	作州	坪井銅	8.1				
7. 7		吉岡平銅	3.6	20.5	9.6		3,200
7. 7		榎原銅	16.8	38.2	10.6	白目 2.2	
7. 8	越前	入谷銅	11.2	18	7.4		3,000
7. 8		佐州銅	11.3	40.96	8.4		4,200
8. 10		日平銅	42.2				
8. 10	隅州	内野銅	28.9				
8. 10		鹿瀨銅	4.8				
8. 11	二条 御城	焼上古銅	4.1	14.168	8.8	白目 0.5	
8. 11	御城	中古銅	4.2	14.705	8.6	白目 0.5	
		下古銅	4	15.536	8.6	白目 1.4	
寛政元. 正		樺坂銅	8.3				
元. 4	丹州	逢見坂銅	11.3	28	9.1	白目 6.3	3,200
元. 4	因州	蒲生銅	8.4				
元. 5		佐州銅	10.1	25.5	8		4,000
元. 12	越前	荷暮銅	7.3	8.2	8		
元. 12		荷暮銅	4.5	10.3	10.7		3,500
2. 4		佐州銅	10.6	44	8		4,200
2. 5		笛ヶ谷畠銅	52.5	0	11.7	白目 58.4	3,200
2. 9		大上銅	30.2	12.8	11.9	白目 29.8	3,200
2. 9	石州	大上並之銅	48.7	11.4	12.2	白目 33.6	3,200
3. 5	備中	吉井銅	4.8	13.301	9.6		3,200
3. 2	濃州	郡上銅	4.1	16.6	9.6		3,200
3. 7		佐州銅	7.2	56.2	9.1		4,200
3. 8		大上銅	23	22	9.9	白目 18	3,200
3. 8	石州	舍銅	43	12.5	14	白目 40	3,500
3. 12		荷暮銅	5.3	15.5	10.1		3,800
4. 2		足尾鍛銅	7.2				
4. 2		足尾荒銅	15.2	7.3	7.6	白目 8.1	2,800
4. 4		佐州鍛銅	6.3	14.1	7.2		2,800
4. 4		佐州荒銅	8.3	53.6	8.5		4,400
4. 4		南部焼棹銅	7.4				
4. 6		荷暮平銅	8.2	10.4	9.2		3,200
4. 6		荷暮床銅	6	14	10.3		3,600

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
寛政 4. 7	防州	黃幡銅	16.6	15.9	8.6	斤	貫目 2,800
4. 7		犬見銅	14	22.1	12.4	白目	11.7 3,600
4. 9	奥州	蟬ヶ平銅	8.6				
5. 6		佐州銅	8.2	58.433	9.5		4,400
5. 9		小又銅	8.9	26.3	9.9		3,600
5. 11	会津	黒沢銅	10.1	28.1	7.4		3,200
5. 12		荷暮銅	7.1	15.1	11.2		3,600
5. 12		足尾丁銅	2.5				
6. 3		笛ヶ谷○印銅	47.3		10	白目	46.7 3,400
6. 4		中古銅	7.9				
6. 4		下古銅	9.8				
6. 6		佐州銅	9.4	42.4	8.4		4,400
6. 7		北方銅	5.6	35.6	8.6		3,400
6. 10	日州	牧峯銅	72.2				
6. 12		大切沢銅	5.2	18.775	10.5		3,800
7. 正		日平銅	51.9				
7. 3	備中	吉岡釜山銅	8.7	10.4	10.7	白目	2.7 3,700
7. 3	野州	東方村銅	11.5				
7. 5		佐州銅	15.3	41	7.7		4,400
7. 10		大切沢平銅	4	18.4	9.5		3,200
7. 10		大切沢床銅	5.9	25.7	10.3		3,600
7. 10	備州	新船敷平銅	4.3	20	11.2		3,500
7. 10		新船敷床銅	13.9	31.3	12.1	白目	7.3 4,200
7. 10	羽州	大石沢銅	7.1	7.5	7.9		3,200
8. 3		日平銅	41.3				
8. 7		大切沢床銅	4.6	23.95	10.8		3,600
8. 7		大切沢平銅	3.9	12.2	9.9		3,200
8. 9	会津	塩岐銅	11.6	6.5	8.9		3,000
8. 11		大切沢平銅	4.4	13.7	8.9		3,200
9. 5		佐州銅	16.1	62.3	6		4,400
9. 6		佐州銅	12.1	55.4	8.2		4,400
9. 6	羽州	中津川銅	8.6	6.45			
9. 6	羽州	大石沢銅	11.9	6			
10. 2		大上銅	32.6	14.4	12.9	白目	35 3,200
10. 4		日平銅	46.2				
10. 5		佐州銅	16.3	38.75	6.8		4,400
10. 9		大野銅	6.8				

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
寛政10. 3		白目鑼返シ紅吹 ⁴⁾	斤	匁	斤		貫目
11. 6		佐州銅	13. 3	41. 1	8. 3		4, 400
11. 6		永松山沢平銅	3. 8	14. 5	10		3, 200
11. 6		永松山沢床銅	8. 6	24	9. 7		3, 600
12. 4		突流寄唐金			8. 7	白目 12. 7 鉛 9. 2	
		同上出鉛紅吹		2. 9	3. 5		
12. 6		佐州銅	16. 7	28. 65	7. 4		4, 400
享和元. 10		多田生印銅	9. 9				
元. 10		佐州銅	15. 9	32. 8	8. 7		4, 400
元. 12	摂州	長谷銅	3. 3	16	9. 4		3, 200
2. 4	石州	大金山銅	7. 1	35. 5	9. 7		3, 200
2. 7		大切沢平銅	3. 6	9. 7	9. 1		3, 200
2. 7		大切沢床銅	7. 1	20. 1	10. 1		3, 600
2. 10		佐州銅	17. 8	34. 1	7		2, 800
2. 10		佐州鎌銅	7. 9	13. 181	5. 4		2, 800
3. 9		佐州銅	16. 8	32. 4	6. 9		4, 400
文化元. 6		佐州銅	16. 7	30. 55	7. 4		4, 400
元. 6		佐州再鍍銅	8. 2	9. 725	8		3, 200
元. 9		北方平銅	3. 3	28	10. 7		3, 200
元. 9		北方床銅	15. 1	43. 8	13. 7	白目 3. 4	4, 200
2. 5		佐州銅	17. 1	26. 75	8. 6		4, 400
3. 4		佐州鎌銅	10. 3	11. 35	9. 9		4, 400
4. 4		佐州鎌銅	10. 9	11. 4	11. 7		4, 400
5. 4		佐州鎌銅	7. 5	10. 3	11. 9		4, 400
6. 6	紀州	貝岐銅	9. 9				
6. 8		佐州銅	7. 7	8. 7	10. 8		3, 800
7. 8		佐州銅	11. 1	10. 9	8. 2		3, 200
8. 9		佐州銅	11. 2	15. 9	8. 2		3, 200
9. 9		佐州銅	13. 2	15. 9	8. 5		3, 200
10. 6	紀州	楊枝銅	9. 8	7. 7	7. 3	白目 1. 5	2, 800
10. 12		楊枝口印銅	7. 9	7. 6	9. 8		2, 800
10. 12		佐州銅	15. 6	16. 4	7. 8		3, 200
11. 正	紀州	片木銅	43. 1	22		鉛 14. 6	2, 800
11. 6	備中	小泉銅	34. 1	53. 5	13. 1	白目 23	4, 400
11. 7	羽州	新庄平銅	5. 5				
11. 7		新庄床銅	13. 1				
11. 7		佐州銅	5)	18. 9	13. 8	8. 3	3, 200

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
文化11. 7	会津	叶津銅	斤 14.6	匁	斤	斤	貫目
11. 7	奥州	熊沢銅	6.2				
12. 正		佐州銅	15.7	16.7	7.6		3,200
12. 11	飛州	和佐保銅	11.9	14.1	7.1	白目 2.9	2,800
12. 12	備中	山上之平銅	4.6	12.9	11.7		3,400
12. 12		山上床銅	23.7	14.8	12.4		3,800
12. 11	日州	檜峯銅	10.2				
13. 正		小泉銅	⑥ 8.8	46.5	8.8		4,400
13. 正	羽州	長盛平銅	5.4				
13. 正		長盛床銅	13.1				
13. 7		松前銅	見積			八田蟹銅ニ准ス	
13. 11	撰州	金谷銅	見積			檜峯銅ニ准ス	
	筑後	成松銅	見積			貝岐銅ニ准ス	
13. 11	筑後	栗林銅	7.1				
13. 11	土州	麻谷銅	7	7.1	7.5		2,400
13. 11		麻谷再糺	12.9				
13. 11		麻谷再三	11.3				
13. 11		着谷銅	10	23.3	7.8		3,200
13. 11		鍵山平銅	5.4				
		鍵山床銅	13.1				
13. 11		佐州銅	27.9	28.95	8.3		3,600
14. 正		佐州銅	31.1	27.975	8.2		3,600
14. 4		麻谷銅	11.3				
14. 9	豊後	佐伯	見積			日州檜峯銅ニ准ス	
14. 9	土州	安居銅	10.1				
15		佐州銅	21.8	32.4	8.2		3,600
15. 8	日州	古田銅	見積			日州檜峯銅ニ准ス	
	作州	横入銅	見積			長盛銅ニ准ス	
文政 2. 9		佐州銅	10.5	39	8.7		3,600
2. 9		佐州大印銅	11.9	11	17.3		3,200
2. 9	日州	日ヶ暮銅	8				
2. 11	越後	鉢前銅	11.7				
3. 5	飛州	和佐保銅	5.2	19.75	8		3,200
3. 9		佐州無印	11.6	38.1	6.7		3,600
3. 9		佐州大印銅	6.7	11.85	7.4		2,800
3. 9	羽州	長松仕屑銅	見積			長盛銅ニ准ス	
3. 11	越後	深沢銅	12	18.3	10.3		3,200

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
			斤 見積	匁 長盛銅ニ准ス	斤	斤	貫目
文政 3. 12	羽州	糸沢平床銅					
4. 5		佐州大印銅	8	21.4	6.6		
4. 5		佐州無印	11.2	36.1	9.2		3,600
4. 5		生野銅	4.4	12.2	8.5		2,800
4. 10		生野銅	3.9	13.375	7.4		2,800
4. 10		生野銅	4.5	15.825	8.5		3,600
4. 10		生野銅	7)	4.2	7.9		
4. 10		秋田鎗銅	8)	5.8	2.85	9.1	2,800
4. 10		盛岡銅	9)	5.6	6.4	7.5	2,800
文化 7. 正		半田銀山捨鏑荒銅 ¹⁰⁾	16.7	131.5	0.2		
8. 8		足尾山丁銅		7.9			
11. 9	羽州	会津荒銅		11.3			
11	奥州	叶津村荒銅		15.5			
12. 12	野州	大奈沢銅		10.4			
13. 12	会津	蟬ヶ平銅		8.6			
文政 2. 5	羽州	小瀧村荒銅		12.9			
文化 12. 10		銀座鎗銅	11)	7.3			
文政 5. 閏正 21	備中	吉岡平銅		8.2	26	8.7	3,200
5. 閏正. 21	仙台	熊沢銅		7.9			
5. 3. 9	備州	吉岡床銅		9.3	42	12.9	白目 0.8 4,500
5. 3. 10	日州	日ヶ暮銅		8.9			
5. 3. 10	紀州	楊枝銅		12.1	10.3	5.3	白目 0.2 2,800
5. 3. 10	土州	安居銅		8.9			
5. 閏正. 20	石州	大上銅		40.2	11.9	12.7	白目 39.5 3,200
5. 閏正. 20	紀州	貝岐銅		8.9			
5. 5. 27		佐州大印銅		10.6	25.8	7.8	3,200
5. 5. 27		多田銅		5.6			
5. 5. 28		佐州無印銅		10.1	31.25	6.2	3,200
5. 5. 28		大野銅		6.4			
5. 3. 22	石州	再糺大上銅		40.7	12.3	14	白目 39.5 3,200
5. 3. 22		盛岡銅		7.7			
5. 9. 5	備中	小泉銅		16.9	46.5	11.7	白目 9.5 4,400
5. 9. 12	羽州	大切沢床銅		7.2	20.5	10	3,600
5. 11. 24	石州	銀鍔銅		23.6	14.9	1	白目 5.7 3,200
5. 11. 25	飛州	和佐保銅		6.9	16	8.8	白目 4 3,200
5. 11. 25	筑後	栗林銅		14.4			
		尾太銅	12)	37	109.1		鉛 4

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
文政 6. 正. 28		尾太銅	斤 11.3	匁 31.4	斤 5.8	斤	貫目 2,200
6. 8. 21		佐州大印銅	12.7	19	8.9		3,200
6. 8. 23		佐州無印銅	11.8	34.9	6.2		3,200
6. 8. 22		大上精吹銅	28.7	24.8	11.5	白目 25.8	3,200
6. 10. 5		鹿瀬銅	10余				
6. 11. 12		鹿瀬銅	12.5				
文政 7. 3. 21	日州	鷹戸銅	11.1				
7. 12		佐州大印銅	11.9	18.7	6.8		3,200
7. 12		佐州無印銅	9.9	29.1	8.4		3,200
8. 6	対州	久須保銅	7	17.7	6.4		3,200
8. 6		久須保山鍍銅	見積	大野銅ニ准ス			
8. 10	日州	古田銅	見積	日州日ヶ暮銅ニ准ス			
9. 7	豊前	香春平銅	9.8				
9. 7		香春床銅	41.4				
9. 11. 21		佐州大印銅	13.3	11.3	7.9		3,200
9. 11. 21		佐州無印銅	13.5	13.1	7.9		3,600
9. 11. 21	越後	仙見谷銅	7.2	35.3	9.6		3,200
10. 3. 12	備中	愛宕銅	9	25	11.1		3,200
10. 12. 12		佐州大印銅	9.2	9.4	9.1		3,200
10. 12. 12		佐州無印銅	8.5	13.3	10.9		3,600
11. 2. 6	佐州	珍盛銅	11.8				
11. 2. 6	土州	田之口銅	11.3				
11. 8	但州	生野銅	6.1	9.6	10.2		3,200
11. 11. 3		佐州大印銅	6.5	8.5	8.3		3,200
11. 11. 3		佐州無印銅	8	7.9	9.7		3,600
11. 11	越後	二の口銅	見積	奥州鹿瀬銅ニ順ス			
11. 12	薩州	緑田銅	見積	栗林銅ニ准ス			
11. 12	豊後	佐伯銅	見積	日暮銅ニ准ス			
12. 3. 11		佐伯銅	13.8				
12. 6. 8		佐州大印銅	11.4	10	7.8		3,200
12. 6. 8		佐州無印銅	10.7	11.9	7.9		3,600
12. 9	豊後	河内谷銅	見積	安居銅ニ順ス			
12. 9	肥後	芦北銅	見積	日ヶ暮銅ニ順ス			
12.	備中	吉岡平銅	2.8	16.1	12.6		3,200
12.	備中	吉岡床銅	12.9	27.1	14.1		4,500
12. 11	越後	二の口銅	見積	筑後栗林銅ニ准ス			
13. 3	備中	吉岡平銅	4.2	19.2	10.8		3,000

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
文政13. 3	備中	吉岡床銅	斤 10.6	匁 30.8	斤 11.3	斤	貫目 3,600
12. 11. 20		尾太銅	14	4	10.5		3,600
12. 11. 21		尾太銅	15)	14.3			
13. 11. 27	美濃	畠佐銅	16)	見積	但州生野銅ニ准ス		
天保 2. 4	但州	生野銅	6	12.7	7.7		3,000
2. 7. 28	越前	細野銅		見積	貝岐銅ニ順ス		
2. 7. 28		弘盛銅		見積	日ヶ暮銅ニ順ス		
2. 8. 5		佐州大印銅	10.5	12.8	7.2		3,200
2. 8. 5		佐州無印銅	17)	10.9	11.6	8.3	
文政13		佐州大印銅		13.1	8.2	7.6	3,200
13		佐州無印銅		11.1	11.3	8.7	3,600
天保 2. 11. 10	越前	細野銅	13.3	11	7.6	白目 2.1	3,200
2. 11. 11	肥後	芦北平銅	18)	9.6			
2. 11. 11		芦北床銅	12				
3. 5. 1	摂州	大重銅		見積	同国多田銅ニ准ス		
3. 5. 17	美濃	畠佐銅	19)	見積	土州安居銅ニ准ス		
3. 8		佐州大印銅		11.1	11.1	6.2	3,200
3. 4. 6	越前	大雲銅		8			
3. 10. 8	石州	大金山大銅		見積	土州安居銅ニ准ス		
3. 11. 1	越後	深沢銅	20)	見積	間吹物、栗林銅ニ順ス		
3.	石州	本色山銅		13.9	12.9	5.8	3,200
4. 3	日向	申渡り銅		見積	同国日ヶ暮銅ニ准ス		
4. 5	石州	大金山大印銅		見積	土州安居銅ニ准ス		
3. 正. 26	芸州	甲山銅		6.6			
3. 6. 6	芸州	銅亀山銅		7.7			
4. 6	長州	蔵目喜銅	21)	見積	栗林銅ニ准ス		
4. 6		佐州大印銅		12	10.45	6.4	3,200
4. 6		佐州無印銅	22)				
4. 6. 6		銅亀山銅	23)	6.3	2.15	8.5625	2,800
3. 正	芸州	甲山銅	24)	5	2.6	7.75	2,800
5. 5. 24	隅州	国分銅		10.2			
5. 11. 26		大金山銅	25)	8.9	19.8	9.6	3,200
5. 11	土州	安居銅					
5. 11. 27		安居銅	26)	10			
5. 11. 25	作州	東谷銅		9.9			
5. 10. 7	丹州	細谷銅		8.5			
5. 11. 14	石州	朱色銅	27)	50.3			白目 39.5

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出自目 ・鉛	焊鉛
天保 6. 正. 23		銅龜山銅	6.6	匁	斤	斤	貫目
6. 6. 7	美濃	烟佐銅	見積	土州安居銅ニ准ス			
6. 5		佐州大印銅	8.9	7.55	9		3,200
6. 5		佐州無印銅	8.9	9.75	5.6		3,200
6. 10		尾太大解銅	7.7	19.9	7		3,200
6. 10		尾太真吹銅	13.4	29.2	4.5		2,800
6. 9	土州	楓谷銅	4.2				
7		佐州大印銅	9.6	7.9	6.2		3,200
7. 6	但州	明延銅	11.6				
8. 6. 5	石州	宝盛銅	30.6	7.5	12.8	白目 30.9	2,800
8. 7	津輕	乙富大解銅	見積	楓谷銅准ス			
8. 10. 3		佐州大印銅	10.6	7.45	8.4		3,200
9. 9		佐州大印銅	10.4	16	4.8		3,200
9. 2	津輕	乙富鍍銅	5.4	8	7.5		2,800
9. 2	備中	小泉銅	27.4	23.25	7.2	白目 8	4,400
10. 正. 25	豊前	呼野銅	見積	土佐楓谷銅ニ准ス			
10. 5. 10	豊後	佐伯銅	見積	日向日ヶ暮銅ニ准ス			
10. 6. 20		長州銅	57.4	4.2	13	白目 45.7	3,200
10. 6. 21		長州銅	28)	64.5		白目 46.5	
10. 9		生野銅	7	7.3	8		3,000
10. 9		佐州大印銅	10.5	14.9	7.8		3,200
10. 9		佐州無印銅	8.7	13.5	8.2		3,200
11. 2		生野白目交銅	29)	53		白目 34 鉛 12.5	
11. 7	長州	蔵目喜銅	見積	栗林銅ニ准ス			
11. 10		大切沢銅	3.3	12.75	13		3,600
11. 12		北方平銅	5.6	29.5	9.6	白目 1.7	3,200
11. 12		北方床銅	30)	38.4	26.7	11.8	白目 2.2
11. 5		佐州大印銅	8.4	12.1	7		3,200
11. 5		佐州無印銅	10.7	9.5	7		3,200
12. 2. 2	備中	吉岡平銅	4.4	13.5	11		3,000
12. 2. 2		吉岡床銅	12.9	20.5	13.6	白目 2.5	3,600
13. 5		銀座鍍銅	見積	紀州貝岐銅ニ准ル			
13. 7		佐州汐瀧銅	12.2	12.1	8		3,200
13. 7	石州	猿山銅	4.5	20	9		3,200
13. 9		佐州大印銅	11.2	13.1	4		3,200
13. 9		佐州無印銅	9.4	14	5		3,200
13. 10	若州	三幸錫吹銅	見積	紀州貝岐銅ニ准ス			

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
天保 14. 5		三幸銅	斤 10.6	匁 3.4	斤 8.8	斤	貫目 2,800
14. 5		三幸銅	16.1				
14. 6. 26		佐州大印銅	13.8	19	4.7		3,200
14. 6. 28		佐州無印銅	11.6	28.1	4.6		3,200
14. 8. 27		乙富荒銅	8.5	22.75	5.8		3,200
14. 8. 28		乙富山鍛銅	3.5	8.5	7.6		2,800
14. 10. 14		吉岡平銅	3.4	16	9.6		2,800
14. 10. 15		吉岡床銅	8.8	25.75	8.7		2,800
15. 2. 14	若州	三幸銅	14.2				
14. 12. 13	紀州	楊枝銅	8.7	5.2	6.3		2,800
14. 12. 14	紀州	楊枝銅	7.6				
14. 12. 14	紀州	貝岐銅	6.9				
15. 5. 28		佐州大印銅	8.4	16.5	5.4		3,200
15. 5. 29		佐州無印銅	4.8	14.25	7.9		3,200
15. 2. 14		三幸銅	14.2				
弘化 2. 7. 22		佐州大印銅	12.8	16.7	6.8		3,200
2. 7. 23		佐州無印銅	7.8	16	7.8		3,200
3. 正. 25	播州	金子銅	4.1	15.25	11.7		3,200
3. 閏5. 21	摂州	多田院銅	3	32	10.8		3,600
3. 9. 22	石州	大昌銅	見積	大上銅ニ准ス			
3. 6. 9		佐州大印銅	10.9	19.7	7.2		3,200
3. 6. 10		佐州無印銅	7.4	14	8.2		3,200
4. 4. 9	備前	猿場鍛銅	31)	見積	越前大野銅ニ准ス		
4. 4. 9	備前	猿場荒銅		見積	日向日ヶ暮銅ニ准ス		
4. 8. 25	羽州	獅子沢銅	10.3	9.2	9.8		3,200
4. 7. 2		佐州大印銅	10.3	24.25	5.9		3,200
4. 7. 3		佐州無印銅	10.8	29.5	5.3		3,200
嘉永元. 5. 25		佐州大印銅	32)	13.4	22.5	6.9	
元. 8. 14	若州	三幸平銅	10.4				
元. 8. 14		三幸床銅	33)	31.1			
元. 8. 20		多田院鍛銅	3.7	9.2	8.5		2,800
2. 4. 27		吉岡拾物平銅	5.8	23.25	9		2,800
2. 4. 28		吉岡拾物床銅	8.7	28.25	9.8	白目 1.2	2,800
2. 5	日向	日ヶ暮銅	見積	先年之分同性			
弘化 2. 8. 25		大坂御城古切屑銅	5.6	9.125	8.8		2,800
嘉永 2. 8. 27		佐州大印銅	34)	14.2	32.8	2.7	3,200
3. 6		三幸床銅	35)	30.8			

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
嘉永 3. 6. 7		佐州大印銅	斤 12.5	匁 27	斤 5.9	斤	貫目 3,200
3. 6. 8		佐州無印銅	11.6	27	5.6		3,200
3. 8. 20	濃州	烟佐銅	4.4	10.6	9.5		3,200
3. 8. 21	備中	山之上平銅	3.8	20	10		3,200
4. 4. 27		山之上床銅	8.7	26	10.7		3,200
4. 8. 16	濃州	金生銅	見積	日ヶ暮銅ニ准ス			
4. 8. 29		佐州大印銅	36) 11.1	16.8	7.3		3,200
4. 6. 12	石州	笛ヶ谷銅	4.4	10.6	9.5		2,800
4. 2. 24		三州山吹銅	見積	日ヶ暮銅ニ准ス			
5. 5. 24	筑後	栗林銅	見積	先年之分同性也			
5. 5. 24		大重銅	見積	多田銅ニ准ス			
3. 8. 9		越前棹かね	51.5			自目 41.3 鉛 3.7	
5. 8. 24	土州	長者銅	5.7				
5. 8. 24	摂州	名月銅	11.8				
5. 7. 24		佐州大印銅	10.9	14.9	6.6		
5. 7. 25		佐州無印銅	10.3	13.25	7.3		
6. 8. 18		佐州大印銅	11.2	15.6	7.4		
6. 8. 19		佐州無印銅	9.7	12.2	7.9		
天保 14. 8	信州	赤芝銅	37) 8.4	26	7.2		
嘉永 7. 6		佐州大印銅	9.5	11.6	7.1		
7. 6		佐州無印銅	9.1	11.35	7.6		
7. 8. 24	摂津	柳谷銅	見積	多田銅ニ准ス			
安政 2. 8. 4	越後	加茂山銅	13.5				
2. 8		佐州大印銅	10.9	8.1	6.6		
2. 8		佐州無印銅	8.6	8.7	7.1		
3. 2. 27	飛州	和佐保銅	見積	大野銅相准ス			
3. 3. 28	播州	若狭野銅		丹州細谷銅ニ相准ス			
3. 3. 28	備中	赤瀧銅		作州東谷銅ニ相准ス			
3. 8		佐州大印銅	10.1	10.95	7.6		
3. 8		佐州無印銅	10	10.8	8		
4. 閏 5. 13	丹後	田辺平銅	38) 42.9				
4. 閏 5. 13		田辺床銅	39) 48.7				
4. 8. 晦		田辺平銅	8.7				
4. 8. 晦		田辺床銅	40) 51.2				
4. 10. 27	越前	大野銅	4.9				
4. 9. 29		佐州大印銅	41) 12.3	16	5.3		
4. 9. 29		佐州無印銅	42) 10.3	15.3	6.1		

(次頁へつづく)

日付	国名	産銅名	吹減	灰吹	燃鉛	出白目 ・鉛	焊鉛
安政 5. 8. 7		佐州大印銅	43)	9.4	13.2	6.9	
5. 8. 8		佐州無印銅		10.1	10.8	6.3	
6. 9. 12		佐州大印銅	44)	11	13.7	7	
6. 9. 13		佐州無印銅		11.2	11.7	7	
7. 5. 12		大野白目交り銅	45)		生野白目交り銅ニ相准		
万延元. 8. 21	志州	大門高山銅	46)		貝岐銅准ル		
元		佐州大印銅		11.6	13.6	6.3	
文久元. 10		佐州無印銅		12.9	12.7	6	
元. 8. 18	備中	金谷銅			多田銅准ル		
2. 3. 23	作州	川北銅	47)		多田銅准ル		
2. 4. 23		唐かね流シ	48)	34.8	焼流シ銭(嘉永 5. 11 見積)ニ准ル		
慶応 2. 3. 26	備後	藤尾山鎧銅	49)		楊枝銅准ル		
2. 3. 26		藤尾荒銅	50)	9.4	10.75	9.2	
元治元. 9		佐州無印銅	51)	10	12.25	6.7	
慶応元		佐州無印銅	52)	16.9	19	6.8	
2. 11. 19	土州	田之口銅	53)		同州長者銅ニ准ル		
3. 4. 25		大洲鑄銭唐金銅	54)	28.8			
3. 2		三幸床銅	55)	58.1			
3. 9. 28	越後	柏崎銅		31.1	三幸床銅(嘉永元. 8 紗吹)ニ相准		

註 1) 此分見積 2) 播磨 3) 丹波 4) 本文に掲出 5) 両年平均 6) 再糺
 7) 10月分両度平均御定例 8)・9) 銅座と内糺 10) 江戸表にて 11) 10)以下
 ここまで江戸か 12) 明和2年御糺吹御役所帳面に有之候に付写置 13) 間吹ま
 で、糺直しに成る 14) 吹賃銀22匁03 15) 再糺 16) 少々含銀有之 17) 斤
 不足につき御糺吹にならず、子寅2カ年分平均により定める 18) 出灰吹銀なく
 間吹糺 19) 銀氣なく間吹物に准ず 20) 鎔物、鍍氣多し 21) 白目鍍より取
 銅の由 22) 斤数不足につき糺吹なく辰年同様 23)・24) 鎔糺 25) 大銅
 26) 再糺 27) 吹賃銀30匁444 28) 吹賃銀27匁913 29) 吹賃銀25匁308 30)
 吹賃銀31匁75 31) 猿谷銅 32) 無印銅は無斤数につき昨年糺吹に准ず
 33) 吹賃銀20匁874 34) 無印銅は無数、弘化4同性 35) 吹賃銀20匁874 36)
 無印銅無数、前年同性 37) 江戸古銅吹所にて御再糺 38) 吹賃銀22匁449 39)
 吹賃銀21匁807 40) 吹賃銀21匁527 41)・42) 当方にて糺吹 43) 大又吹所に
 て 44) 当方 45) 大又にて見積 46)~51) 当方 52) 大又におひて 53)
 当方 54) 吹賃間吹物の二重吹賃 55) 吹賃銀50匁039 悪銅

第3表 国別索引と現在地名

蝦夷		
松前銅		文化13. 7
陸奥		
尾太(乙富)銅	青森県中津軽郡西目屋村砂子瀬	明和 3.11 明和4. 8 明和 5. 8
	安永 4. 7 文政 5 文政 6. 正. 28 文政12. 11. 20 文政12. 11. 21	
	天保6. 10 天保 8. 7 天保 9. 2 天保14. 8. 27 天保14. 8. 28	
南部銅・盛岡銅		明和 6. 6 寛政 4. 4 文政 4. 10 文政 5. 3. 22
大森銅(仙台)		明和 6. 8
熊沢銅(仙台)	宮城県玉造郡鳴子町	初 文化11. 7 文政 5. 閏正. 21
花淵銅(仙台)		安永 5. 6
半田銀山銅	福島県伊達郡桑折町	文化 7. 正
小岐(小又)銅(会津)		天明 6. 閏10 寛政 5. 9
叶津銅(会津)	福島県南会津郡只見町叶津	文化11. 7 文化11
鹿瀬銅(会津)	新潟県東蒲原郡鹿瀬町	初 天明8. 10 文政6. 10. 5 文政6. 11. 12
黒沢銅(会津)	福島県耶麻郡西会津町下谷字鈍子岩	初 寛政 5. 11
塩岐銅(会津)	南会津郡只見町塩之岐	寛政 8. 9
品ヶ谷銅(会津)		天明 4. 8
蟬ヶ平銅(会津)	新潟県東蒲原郡上川村広谷蟬ヶ平	寛政 4. 9 文化13. 12
谷沢銅(会津)	東蒲原郡三川村	明和 4. 3
八田蟹銅(会津)	東蒲原郡上川村広谷八田蟹	安永 5. 7
滑滝銅		安永 2. 7
出羽		
小沢・板木・三枚・楨沢・秋田銅	秋田県北秋田郡阿仁町	初 文政 4. 10
永松(長松)銅	山形県最上郡大蔵村	初 寛政11. 6 文政 3. 9
大切沢銅	寒河江市幸生	寛政 6. 12 寛政 7. 10 寛政 8. 7 寛政 8. 11
	享和 2. 7 文政 5. 9. 12	天保11. 10
中津川銅	西置賜郡飯豊町中津川	寛政 9. 6
会津銅(陸奥か)		文化11. 9
大石沢銅		寛政 7. 10 寛政 9. 6
桑沢銅		文政 3. 12
小滝村銅		文政 2. 5
獅子沢銅		弘化 4. 8. 25
新庄銅		文化11. 7
長盛銅		文化13. 正
松沢銅		安永 2. 8
下野		
足尾銅	栃木県上都賀郡足尾町	天明元. 5 寛政4. 2 寛政5. 12 文化8. 8
大奈沢銅	塩谷郡塩谷町玉生	文化12. 12

(次頁へつづく)

東方村銅		寛政 7.3
上野		
赤沢銅		安永 2.6
十印銅		安永 2.6
江戸(か)		
銀座鉄(鍍)銅		文化12.10 天保13.5
越後		
柏崎銅		慶応 3.9.28
加茂山銅		安政 2.8.4
仙見谷銅	新潟県中蒲原村松町仙見谷	文政 9.11.21
二の口銅	(深沢銅山のうち)	文政11.11 文政12.11
鉢前銅		文政 2.11
深沢銅		文政 3.11 天保 3.11.1
佐渡		
佐州銅	新潟県佐渡郡相川町	明和 5.6 天明 4.6 天明 7.8 寛政元.5 寛政 2.4 寛政 3.7 寛政 4.4 寛政 5.6 寛政 6.6 寛政 7.5 寛政 9.5 寛政 9.6 寛政10.5 寛政11.6 寛政12.6 享和元.10 享和 2.10 享和 3.9 文化元.6 文化 2.5 文化 3.4 文化 4.4 文化 5.4 文化 6.8 文化 7.8 文化 8.9 文化 9.9 文化10.12 文化11.7 文化12.正 文化13.11 文化14.正 文化15 文政2.9 文政 3.9 文政 4.5 文政 5.5.27 文政 5.5.28 文政 6.8.21 文政6.8.23 文政7.12 文政9.11.21 文政10.12.12 文政11.11.3 文政12.6.8 天保 2.8.5 文政13 天保 3.8 天保 4.6 天保 6.5 天保 7 天保 8.10.3 天保 9.9 天保10.9 天保11.5 天保13.7 天保13.9 天保14.6.26 天保14.6.28 天保15.5.28 天保15.5.29 弘化 2.7.22 弘化 2.7.23 弘化 3.6.9 弘化3.6.10 弘化4.7.2 弘化 4.7.3 嘉永元.5.25 嘉永 2.8.27 嘉永3.6.7 嘉永3.6.8 嘉永 4.8.29 嘉永5.7.24 嘉永5.7.25 嘉永6.8.18 嘉永6.8.19 嘉永7.6 安政2.8 安政3.8 安政4.9.29 安政5.8.7 安政5.8.8 安政6.9.12 安政6.9.13 万延元 文久元.10 元治元.9 慶応元 文政11.2.6
珍盛銅		
加賀		
弘盛銅	石川県小松市遊泉寺町(遊泉寺銅山のうち)	安永8.5 天保2.7.28
越前		
越前棹かね		嘉永 3.8.9
入谷銅	福井県武生市入谷町	天明 7.8
大野銅	大野郡和泉村面谷 初 寛政10.9 文政 5.5.28 安政 4.10.27 安政 7.5.12	
大雲銅	大野市中島	天保 3.4.6

(次頁へつづく)

荷暮銅	大野郡和泉村荷暮	寛政元. 12	寛政3. 12	寛政4. 6	寛政5. 12
細野銅	勝山市荒土町		天保 2. 7. 28	天保 2. 11. 10	
若狭					
三幸銅	福井県大飯郡大飯町野尻	初	明和 6. 6	天保13. 10	天保14. 5
	天保15. 2. 14	嘉永元. 8. 14	嘉永 3. 6	慶応 3. 2	
甲斐					
常葉銅				安永 3. 4	
信濃					
赤芝銅				天保14. 8	
飛驒					
山之口銅	岐阜県益田郡萩原町大字山之口		明和 3. 7	明和 7. 2	
和佐保銅	吉城郡神岡町和佐保	文化12. 11	文政 3. 5	文政 5. 11. 25	
	安政3. 2. 27				
美濃					
金生銅			嘉永 4. 8. 16		
郡上銅			寛政 3. 2		
畠佐銅	岐阜県郡上郡明方村畠佐	文政13. 11. 27	天保3. 5. 17	天保6. 6. 7	
	嘉永 3. 8. 20				
三河					
三州山吹銅			嘉永 4. 2. 24		
伊勢					
治田銅	三重県員弁郡北勢町新町		初		
志摩					
大門高山銅			万延元. 8. 21		
紀伊					
貝岐銅	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町	文化 6. 6	文政5. 閏正. 20		
	天保14. 12. 14				
片木銅			文化11. 正		
尻見銅			初		
永野銅	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町		初		
平野元山銅	同 上		初		
楊枝銅	三重県南牟婁郡紀和町楊枝川	文化10. 6	文化10. 12	文政5. 3. 10	
	天保14. 12. 13	天保14. 12. 14			
近江					
石部銅	滋賀県甲賀郡石部町		天明 2. 10		
京都					
二条御城焼古銅			天明 8. 11		
大坂(か)					
古銅・唐金		寛政 6. 4	寛政12. 4	弘化 2. 8. 25	文久 2. 4. 23

(次頁へつづく)

摂 津

大重銅	初	明和 8.4 天保 3.5.1 嘉永 5.5.24
金谷銅	(多田銀銅山のうち)	文化13.11
多田銅	兵庫県川西市・宝塚市・川辺郡猪名川町・大阪府池田市・豊能郡能勢町・豊能町	初 享和元.10 文政 5.5.27
多田院銅	川西市	弘化 3.閏5.21 嘉永元.8.20
長谷銅	(多田銀銅山のうち)	安永 6.3 安永 9.11 享和元.12
名月銅		嘉永 5.8.24
谷寺銅		初
柳谷銅	(多田銀銅山のうち)	嘉永 7.8.24
大 和		
吉野紫園銅	奈良県吉野郡野迫川村紫園	天明 6.5
丹 後		
田辺銅	京都府舞鶴市	安政4.閏5.13 安政 4.8.晦
丹 波		
榎原銅	京都府福知山市字榎原	天明 6.12 天明 7.7
逢見坂銅		寛政元.4
笛木銅		初
式ツ尾銅		初
細谷銅	京都府船井郡和知町細谷	安永 2.9 天保 5.10.7
但 馬		
明延銅	兵庫県養父郡大屋町和田	初 天保 7.6
生野銅	朝来郡生野町 初 文政 4.5 文政 4.10 文政11.8 天保 2.4 天保10.9 天保11.2	
瀬谷銅		初 明和 4.7
田淵銅	養父郡大屋町和田	初
因 帰		
因幡銅		初
蒲生銅		寛政元.4
石 見		
銀鍍銅・精鍍銅		明和 3.11 文政 5.11.24
大金山銅	享和 2.4 天保 3.10.8 天保 4.5 天保 5.11.26	
笛ヶ谷銅	島根県鹿足郡津和野町笛ヶ谷	天明 6.3 天明 6.11 寛政 2.5 寛政 6.3 嘉永 4.6.12
猿山銅		天保13.7
朱色銅		天保 5.11.14
勝地山銅		安永 6.4
大昌銅		弘化 3.9.22
大上銅	初 明和 5.8 明和 7.3 寛政 2.9 寛政 3.8 寛政10.2	

(次頁へつづく)

文政5. 閏正. 20 文政 5. 3. 22 文政 6. 8. 22

宝盛銅		天保 8. 6. 5
本色山銅		天保 3
赤封銅		初
舎銅		寛政 3. 8
播 磨		
犬見銅	兵庫県神崎郡大河内町	初 寛政 4. 7
小畠銅	多可郡加美町多田	初
勝浦銅	多可郡加美町	初
金堀銅	多可郡中町牧野	初
金子銅		弘化 3. 正. 25
枕坂銅	多可郡加美町観音寺・豊部	初 明和6. 7 天明6. 10 寛政元. 正
枯野木銅		初
寺谷銅	多可郡加美町観音寺・豊部	初
若狭野銅	柏生市若狭野町	安政 3. 3. 28
矣印銅		明和 6. 7
美 作		
川北銅		文久 2. 3. 23
坪井銅	岡山県久米郡久米町坪井	天明 7. 7
土生銅	苦田郡奥津町土生	明和 4. 5
東谷銅		天保 5. 11. 25
横入銅		文化15
備 前		
猿場銅		弘化 4. 4. 9
備 中		
赤滝銅	岡山県阿哲郡大佐町田治部	安政 3. 3. 28
愛宕銅	(北方銅山のうち)	文政10. 3. 12
大深銅	(吉岡銅山のうち)	天明 4. 7
金谷銅		文久元. 8. 18
北方銅	川上郡成羽町 初 明和 4. 7 寛政 6. 7 文化元. 9 天保11. 12	
小泉銅	川上郡成羽町小泉 天明 2. 7 文化11. 6 文化13. 正 文政5. 9. 5 天保 9. 2	
新船敷銅	(吉岡銅山のうち)	寛政 7. 10
山之上銅	岡山市山ノ上 文化12. 12 嘉永 3. 8. 21 嘉永 4. 4. 27	
吉井銅	後月郡芳井町吉井	寛政 3. 5
吉岡銅	川上郡成羽町吹屋 初 明和 3. 11 明和 4. 正 天明 3. 2	
	天明 7. 7 寛政 7. 3 文政 5. 閏正. 21 文政 5. 3. 9 文政12 文政13. 3	
	天保12. 2. 2 天保14. 10. 14 天保14. 10. 15 嘉永 2. 4. 27 嘉永 2. 4. 28	
備 後		

(次頁へつづく)

藤尾銅	広島県芦品郡新市町藤尾・神石郡三和町藤尾	慶応 2. 3. 26
安芸銅		
岩淵銅		安永 3. 5
甲山銅		天保 3. 正. 26 天保 3. 正
銅亀山銅		天保 3. 6. 6 天保 4. 6. 6 天保 6. 正. 23
深川銅	広島市安佐北区高陽町	安永 6. 3
周防銅		
黄幡銅		寛政 4. 7
長門銅		
蔵日喜銅	山口県阿武郡阿東町大字蔵日喜	初 明和 3. 5 明和 4. 11
	明和 6. 8 天保 4. 6 天保 11. 7	
長登銅	美祢郡美東町大字長登	明和 4. 7
並之銅		明和 4. 7
深川銅		安永 7. 11
方便銅	山口市・阿武郡旭村	安永 7. 閏7
長州銅		天保 10. 6. 20 天保 10. 6. 21
伊予銅		
大洲鑄錢唐金銅		慶応 3. 4. 25
土佐銅		
麻谷銅	高知県土佐郡大川村朝谷	文化 13. 11 文化 14. 4
田之口銅	幡多郡大方町上田の口	文政 11. 2. 6 慶応 2. 11. 19
長者銅		嘉永 5. 8. 24
着谷銅・槐谷銅		文化 13. 11 天保 6. 9
安居銅	吾川郡池川町安居	文化 14. 9 文政 5. 3. 10 天保 5. 11
	天保 5. 11. 27	
筑後銅		
栗林銅		文化 13. 11 文政 5. 11. 25 嘉永 5. 5. 24
成松銅		文化 13. 11
豊前銅		
香春銅	福岡県田川郡香原町	文政 9. 7
呼野銅	北九州市小倉区	天保 10. 正. 25
豊後銅		
河内谷銅		文政 12. 9
佐伯銅	大分県佐伯市	明和 4. 7 文化 14. 9 文政 11. 12 文政 12. 3. 11
	天保 10. 5. 10	
肥後銅		
芦北銅		文政 12. 9 天保 2. 11. 11
日向銅		
申渡り銅	宮崎県東臼杵郡北方町猿渡	天保 4. 3

(次頁へつづく)

鷹戸銅		文政 7.3.21
日ヶ暮銅		文政 2.9 文政 5.3.10 嘉永 2.5
日平銅	東臼杵郡北方町日平	明和 8.4 安永元.正 天明 5.6
	天明 8.10 寛政 7.正 寛政 8.3 寛政10.4	
古田銅		文化15.8 文政 8.10
檜峯銅	東臼杵郡北方町檜峯・西臼杵郡日之影町檜峯	寛政6.10 文化12.11
大隅		
内野銅		天明 8.10
国分銅	鹿児島国分市	天保 5.5.24
薩摩		
紹田銅		文政11.12
対馬		
久須保銅	長崎県下県郡美津島町久須保	文政 8.6
不明		
鍵山銅		文化13.11

住友関係伝記・史話類正誤表

別子開坑二百五十年史話（昭和十六年刊）

頁	誤	正
碧玉丸堀	元和元年	天和元年
三十二万百八十一斤	三万二千十八斤	
行年五十二歲	五十歲	
一倍半	二倍半	
大火災	大水災	
昭和九年	大正九年	
昭和五年一月住友化	大正十四年六月株式 会社住友肥料製造所 として独立	
学として独立		

古田俊之助氏追憶錄（昭和二十九年刊）

頁	目次	本文 四 三 二	戦時協力會議	戦時總力會議	芦田亨介	芦田亨介
誤	(第四)一三行	十八年三月	十六年四月	十六年五月～七月	十九年同月、六月	(第五)六行
正	(第四)一三行	十八年五月～七月	十六年五月～七月	十六年五月～七月	十六年五月、六月	十六年五月、六月

鈴木馬左也（昭和三十六年刊）

春日弘氏追憶錄（昭和四十九年刊）

	販売部長	正誤
四六 四六	アルミニウム精鍊	
一一年一月		
一二年六月		
	販売課長	正誤
	アルミニウム製鍊	
一一年二月		
一二年五月		

追想録河井昇三郎（昭和五十年刊）

三	正
鈴木金勇	誤
鈴木勝広	正

住友春翠（昭和五十年再版）

六 空	「次郎」は愛犬の名 である。	誤
	(削除)	正